

河合町議会会議録

平成28年 6月15日 開会

河合町議会

平成28年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （6月15日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
岡田康則	3
谷本昌弘	7
大西孝幸	14
西村 潔	17
馬場千恵子	33
岡田美伊子	46
池原真智子	50
○延会の宣告	61
○署名議員	63

平成 2 8 年 6 月 1 5 日 (水曜日)

(第 2 号)

平成28年第2回(6月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成28年6月15日(水)午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	岡田美伊子	2番	大西孝幸
3番	清原和人	4番	馬場千恵子
5番	吉村幸訓	6番	岡田康則
7番	森尾和正	8番	池原真智子
9番	西村 潔	10番	疋田俊文
11番	谷本昌弘	12番	中尾伊佐男
13番	辻井賢治		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康德	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	中尾博幸
住民生活部長	堀内伸浩	まちづくり 推進部長	竹田裕昭
教育部長	井筒 匠	総務部次長	木村光弘
福祉部次長	門口光男	住民生活部 次長	岡田昌浩
安心安全 推進課長	森嶋雅也	財政課長	上村卓也
税務課長	浮島龍幸	福祉政策課長	辰己 環

社会福祉協議会課長	山本孝典	保健スポーツ課	上村豊
認定こども園準備室長	佐藤桂三	特命担当課長	梅野修治
住民生活課長	上村英伸	まちづくり推進課長	中山雅至
地域活性課長	福辻照弘	上下水道課長	石田英毅
教育総務課長	杉本正範	生涯学習課長	上村欣也

会議に従事した事務局職員

調整員 堀内一憲

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成28年第2回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

◇ 岡 田 康 則

○議長（疋田俊文） 1番目に、岡田康則議員、登壇の上、質問願います。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田康則議員。

（6番 岡田康則 登壇）

○6番（岡田康則） おはようございます。

議席番号6番、岡田康則、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

質問内容は、教育委員会に対して2つさせていただきます。

1つ目、町内には町幼稚園、小学校3校、中学校2校があります。そして、各校に約3名の学校評議員さんがおいでになります。毎年数回、学校で学校経営者である校長先生また教頭先生と囲んで会議を開催されております。

学校評議員制度の趣旨なんですけれども、学校評議員制度は学校が家庭や地域と連携協力して子供たちの健やかな成長を図っていくため、地域に開かれた学校づくりを推進し、保護

者や地域住民等の意向を把握し、学校運営に反映させて協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど、学校としての説明責任を果たしていくという観点から設けられた制度であります。

ここで私の意見なんですけれども、各学校単位では、各校の特色を生かした活発な意見交換等々ができていると聞いております。評議員さんからは、私にはまた学校統廃合の進捗状況を数回尋ねられたりしております。というのは、後の谷本議員からも発言あるんですけれども、学校統廃合というものがちょっと頓挫しているような形ですので、ここでは私は少しなでるような形、そういうことも聞かれているということなんです。

統廃合はなんですけれども、ここで提案なんですけれども、そういうことで、町内の評議員さんに集まりいただいて、河合の教育の意見交換会などを開いて、各学校での悩み、またはこんな知恵があったのかというようなお知恵拝借につながればと、また河合町の教育カラーというものをできるのではないかと思います。また、外部講師を招いて、勉強会も一考かなと思います。教育委員会のお考えをお聞かせ願います。

また、2つ目でございます。学校行事における国旗の扱いについてでございます。

町内の学校に招かれまして、主に運動会、体育大会、卒業式、入学式など、運動場、体育館で行事参加をさせていただいておりますが、国旗掲揚をされていない学校もあり、またそういう行事も見受けられます。入学式においても、ポールに国旗を立てている様式がほとんどかなと思います。

幼稚園では式場の前部の上からつり下げる国旗の掲揚という扱いでやっており、私たち参加していても気持ちのよいものであります。式が開始されて、起立し、国歌斉唱であります。が、国旗はどこに掲揚しているかと戸惑う学校もあるのも現実であります。

文科省から国旗・国歌の指導についてということがありますので、学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒に我が国の国旗・国歌の意識を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てるために学習指導要領に基づいて行っているものでありますということですね。平成11年8月には、国旗及び国歌に関する法律も施行されており、国旗・国歌の根拠について慣習として定着していかなければならないということになっております。文科省としても、引き続き全ての学校において学習指導要領に基づく国旗・国歌に関する指導が一層適切に行われるように指導することにしておりますということです。

教育現場は緊張と緩和またドラマの毎日であります。企業での入社式、特にトヨタとか大

きなところですね、一流企業では、その会社社長が国旗に一礼をして、そこで朝礼をされているというのが、また入社式でもそういうようなニュースが見受けられています。

河合町の子供たちは宝ですよ、がそういう立派な会社に行かれて戸惑うことのないように、またそういうふうな緊張というものの勉強というのも一つかなとか思いますので、町内の学校での国旗の扱いについて、教育委員会の考えをお聞かせください。

再質問は自席からさせていただきます。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは、1点目の評議員制度についてお答えさせていただきます。

学校評議員は、一人一人がそれぞれ校長の求めに応じて学校の教育目標、計画や地域との連携の進め方など、校長の行う学校運営について意見を述べるができる制度でございます。各学校の評議員さんには、それぞれ特色のある学校運営にかかわっていただいているところでございます。

ご質問のように、学校にとらわれず、よいところは他の学校でも取り入れていただければという思いもございますので、それぞれの学校の評議員さんの意見交換、情報交換などの機会を検討させていただきたいと思っております。

2つ目の学校現場での国旗の扱いについてでございますが、国旗の取り扱いにつきましては、小中学校の学習指導要領においても記述されているところであり、児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるという趣旨を踏まえ、河合町の全ての学校において適切に実施されるよう指導を徹底しているところでございます。

国際化が急速に発展している現状におきまして、国際社会で尊敬され、信頼され、活躍できる日本人を育てるためにも自分の国に誇りを持ち、国旗・国歌を尊重する気持ちを育てることが重要であると考えております。

以上でございます。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） はい、ありがとうございます。

1つ目の評議員さんのことなんですけれども、何でこんな発言になったかと言いますと、各学校の評議員さんと親しくしゃべる機会もあります。そこで聞かれるのは、やっぱり先ほ

ど言いましたように、登壇で言いましたように統廃合のこと、また、あと河合町が推進しているラジオ体操ですね。それがやはりなされていない学校もあります。そういうふうな、後でになります国旗のことも聞かれる、やっぱりそういう評議員さんもおられるわけですね。そんなことがありますて、評議員さんも集まって、そういうふうな温度差というんですか、意見交換ができればいろんなこと、しんどい話も、またよい話も聞けるかと思います。そんなんでちょっと発言させていただいたことなんですけれども、それでは、そういうふうな会というんですか、なかなか難しいかとは思うんですけれども、またできるのであればやっていただきたいかなとか思うんですけれども、ちょっとそこら辺だけ、すみませんが。

○教育部長（井筒 匠） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） 今課長が申しあげましたように、検討させていただくという言葉になっているんですが、教育委員会といいますのは、教育委員さんの合議でいろんなことを決めていただいておりますので、教育委員会にお諮りする、あるいはそういう意見があったということで意思はよくわかりましたので、今後そういう形で進めていきたいなというふうに思います。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） もちろん教育委員さんがおいでになってということも承知しております。それを無視するわけではありませんので、一度またその会議にかけていただきまして、こんな意見がありましたということで、前向きにやっていただきたいかなとか思います。では、それはひとつよろしく願いいたします。

それと、国旗・国歌ということなんですけれども、マスコミでもほかの学校、ほかの日本でもいろんなところで行われている国歌斉唱ですか、そういうのがなかなか浸透していないとか、そんなこともあるんですけれども、それは要するに河合町のことなので、ちょっと質問なんですけれども、要は国旗せっかく飾ってあるのに、ポールに立ててあるというのがいかななものかな。本当に探すわけなんです。小学校、中学校でも一番会の最初に国歌を斉唱いたします。そのときに、やはり国旗のほうに向かっていくんですけれども、前にこないして飾ってあったら、そこへ向いてするんでありますが、ポールで、端のほうにあるのが今現実なんです。せっかく掲揚するんであれば、掲揚する方式をとっていただきたい。それと運動会、体育会です。校旗も出していない学校もあるわけなんです。だから、

ポールが3本あるわけですから、国旗、それから学校旗、町旗を出してもええぐらいじゃないかなとか思います。

そこら辺、やっぱり周知徹底、教育委員会は事務方と言いはりますけれども、そこらは、やっぱり指導していかないといけないのではないかなと思いますが、ご意見をお聞かせください。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） 今議員のおっしゃるとおりでございます。確かに掲げ方もいろいろございます。国旗をやっぱり尊重するというところで、尊重できる場所に掲げるよう指導をしていきたいと考えております。

○6番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○6番（岡田康則） あんまりしつこく言うのもあれなんですけれども、プロ野球観戦、またプロボクシング観戦へ行きますと、先日もちょっとプロ野球観戦へ行きましたが、やはり、甲子園の皆さんが立って皆国歌を斉唱して一丸となって、この式を始める前も、プロ野球であります、やはりそういうふうな厳正な雰囲気になるわけなんです。特に井筒部長は甲子園へよく行かれてご存じやと思いますが、ちょっとそういうこともありますので、先ほど言いました緊張と緩和、これが非常に大事だと思います。今ゆとり教育で緩和感が、今ちょっと難しいこと言いませんけれども、緊張ということで徹底していただければなと思います。

今年の秋の運動会、体育会での国旗掲揚を楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、岡田康則議員の質問を終結いたします。

◇ 谷 本 昌 弘

○議長（疋田俊文） 2番目に、谷本昌弘議員、登壇の上、質問願います。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本昌弘議員。

(1 1 番 谷本昌弘 登壇)

○ 1 1 番 (谷本昌弘) 議席番号11番、谷本昌弘。通告書に従いまして、次の質問をさせていただきます。

質問事項、何故進まない学校統廃合の問題でございます。

河合町内におきましても、10年以上も前からこの問題には取り組んでおります。しかし、統合するべしという結論が出ております。平成22年度に統廃合をしようという提言書が出されておるにもかかわらず、その後の進展が全くございません。

最近めっきりと小学校、中学校の生徒数が減ってきております。また、クラス数も減ってきており、中学校などではクラブ活動などもままならないのが現状でございます。なぜこのような統廃合が進まないのかといったことを今日はお聞きするわけです。

話は少しもとに戻りますが、平成22年度の3月に提言書が、先ほども申しましたように統廃合しようという提言書が出された。そして、25年度に2回、26年度に2回、学校編成検討委員会の会合が持たれたのみで、平成28年6月に至るまでは一度もこの会合を持っておられません。その気配さえ感じられないこの問題。ひょっとして統廃合の問題を忘れているのと違うやろかというぐらいこの統廃合の問題にはさわろうとしないと。なぜこの問題をさわろうとしないのか非常に疑問であります。

教育委員会の無気力さが目立ってなりません。進めようと思わないのか、進んではならないような要因があるのかといったことなどを今回は少し深くお聞きしたいと思しますので、あとは自席にて質問させていただきます。

○教育総務課長 (杉本正範) 議長。

○議長 (疋田俊文) 杉本教育課長。

○教育総務課長 (杉本正範) 学校統廃合問題についてでございますが、平成22年3月の学校規模適正化検討委員会の提言を受けまして、学校再編成計画(案)を提示させていただきました。そして、25年6月議会において学校再編特別委員会を設けていただき、2年間にわたり数回の委員会の開催と学校視察をしていただき、いろいろ意見をいただきましたが、いまだ具体的な計画をお示しできていない状態でございます。このことにつきましては、真摯に受けとめているところでございます。

統廃合が進まない理由としましては、非常にデリケートな問題であります。慎重になり過ぎていところがあるかと考えております。

また、昨年、地方教育行政法が改正され、教育を行うための諸条件の整備などを総合教育

会議に諮ることとなり、現在、具体的な方針、スケジュールをお示しできるよう学校再編の方針を町の教育方針を示す教育大綱とあわせて取りまとめているところでございます。

以上でございます。

○11番（谷本昌弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） ピーク時に比べてかなりの生徒数あるいはクラスの数も減少しておるのが現状でございますが、適正な学校であると、あるいは適正なクラスであると教育委員会は現状の仮に第一小学校、第三小学校、第一中学校、単学級がたくさんあるわけですね。単学級というのは1学年に1クラスということですね、単学級というのは。そんなようなクラスが一小におきましても、一中におきましても、三小におきましても、年増えるごとに増えてくるわけで、それだけ生徒数が減少してきておるわけです。もはや適正な学校とは呼べないような状態が現状で蔓延しておるわけですね。それにもかかわらず統廃合をしようとしなないと。こういう問題に大変なジレンマを感じるわけです。なぜ統廃合を進めようとしなないのかというように感じておるわけでございます。

平成27年度の3月議会にこの統廃合の問題に町長が答弁していただきまして、発言時間残り幾らかのときに、町長が手を挙げて、学校統廃合の問題はやりますと一言力強い言葉で述べておられました、明確に述べていただきました。大変私も気をよくして、それは27年度の3月議会ですんで、28年度縁あって、私もう一回このように議会のほうに席をいただきましたので、この問題に取り組んでおるわけですが、その後一回もこの統廃合に向けて取り組まれた時間がないわけですねんね。何でやのと、町長があれほど力強い言葉で統廃合やりますと言うたにもかかわらず、依然として教育委員会はまだ何らアクションを起こそうともしないと。何でやろうかなと思うんです。

教育長、この現状をどのように思われますか。町長が統廃合しようと、やりますと言うているにもかかわらず一向に進まないこの現状、教育委員会の姿。なぜ統廃合しようとしなないのか。大変、私、この問題、疑問に思うわけでございます。ちょっと答弁お願いします。

○教育長（竹林信也） 議長。

○議長（疋田俊文） 教育長。

○教育長（竹林信也） ただいま議員のほうから平成27年の3月議会で町長がやりますという答弁をしたということでございます。

実はその平成27年4月から教育委員会制度の改正がございまして、統廃合等の重要な案件

につきましては、総合教育会議を設置して、そこで協議をなさうというふうに法律が変わりました。その総合教育会議を27年6月に設置しまして、その後数回にわたりましてこの統廃合について協議をしております。年度内にはその統廃合の方向性、方針というのを出せるんじゃないかというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） それは教育委員会の中だけでのお話ですか。その話が私らのほうにも、この議会のほうには全く伝わっていない、今初めて聞いた話でございますが、あくまでも教育委員会の中だけの話ですか。

○教育長（竹林信也） 議長。

○議長（疋田俊文） 教育長。

○教育長（竹林信也） 総合教育会議というのは町長と教育委員ともに協議をするという会議でございます。従来は、法律の改正前は教育委員会で審議をするということだったんですけども、法律改正後、去年4月以降は町長が教育委員を招集して、総合教育会議の中で審議をしておるということでございます。

以前議会のほうの特別委員会につきましては、昨年4月に議会議員の選挙がございました。その選挙になりますと、特別委員会が自然流会するということになりますので、そういう形でできているということでございます。

○11番（谷本昌弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 今、教育長なりの判断された答弁がなされておるわけですが、依然として統廃合に向けて前向きに取り組んでいこうという熱意、全くこちらに伝わってきません。大変残念に思います。

なぜ私がこの統廃合の問題に力を入れるかと言いますと、今認定こども園というものは河合町挙げてこれに取り組んでおられるわけですが、認定こども園、大変に大きな予算を要するもので、今の河合町の借入金のある中で、これ以上大きな借金を抱えて幼稚園をつくるだけの財力があるのかと、力はあるのかといった問題で、大変それでも将来の河合町を考えると私どもは危惧するわけですが、町行政はどうしても認定こども園をつくりたいという形で話を進めておられます。しかも新たに新設の場所をこしらえて、造成して新たに新築をされようとしております。大変大きな予算を要するわけですが、私どもが考えるのは、学校統

廃合した後の敷地、例えば一小ですね。一小という小学校を統廃合で二小のほうに行っていたと第一小学校がまるっきり空くわけですね。その空いた学校に認定こども園を利用できないかというように、統廃合した後の学校なり敷地に認定こども園を利用できないかと。そうしたら、そのぐらい大きな予算が要るとも思われません。来年度、ついこの間の資料によりますと12億というような、造成に2億そして建設資金に10億、12億という大きな予算、来年度に上がってこようとしております。非常に私も認定こども園は否定はしません。現在の河合幼稚園あるいは西穴闇保育所、かなり老朽化が進んでおります。このまま10年も20年も、もつとは思われません。いずれ幼稚園なり保育所なりの設備にかなりなもとを入れな、それまではもたないと思いますが、決して認定こども園を否定するものではありませんが、何も新築しないまでも、統廃合した後の第一小学校、なぜ第一小学校にこだわるかと言いますと、第1小学校はまだ築11年、12年の比較的新しい小学校ですね。ですから、ここを認定こども園に利用できないかと考えておるわけです。幸いにして、河合町池部の駅前に小学校も中学校もあるわけですね。学校の子供さんたちが池部の駅から電車乗って大輪田の駅まで移動していただいたら、10分か15分で生徒さんは移動できるわけです。スクールバス云々、何もそんな大層な話せんでも、池部の駅から電車乗っていただいて、大輪田の駅まで電車通学していただいたら、わずか10分、15分で二小なり二中なり行けるわけですね。そういうふうな方向で考えておるわけです。この考えを、私、なぜこのような学校統廃合した後の敷地を使うという考えを河合町はしないのかというふうに疑問でございます。あくまでも新築に今こだわっておられるこの現状ですね。かなりな借入金の財政が予想される。恐らくその12億の予算で新築されるとなると、近い将来河合町の借金は150億ぐらいの合計残高になるもと予想されます。そのような大きな借財、5億円の返済でも30年ほどかかるわけですね。ここにおられる部長、課長さん、皆さん定年退職されても、あと四、五年で定年退職されますやろうけれども、残った若い職員さん、大変なこの河合町の親の残した借金を子供や孫が払わなあかんわけです。私、この借金が増えるのを大変危惧しておるわけですね。少しでも親の残した借金というのは、親の代で幾らかでも軽減して、負の遺産を後ろへ残さない。私、今年の28年の3月議会でもこの問題を取り組んでおって、一般質問させていただきました。負の遺産を子や孫までに取り残すのかと、決してそのようなことは好ましいものでもありません。

そこで、どうしても河合町は認定こども園、新設のこども園にこだわっておられるのか、改めてお聞きいたします。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（岡井康徳） まず、認定こども園のことは後にいたしまして、統廃合の問題。これはおっしゃるように、もう10年以上も前から進めてきたことでございます。そこで、議員さん皆さん方にも謝らなければいけないということがございます。

私が教育行政に参加をしてはならないというふうに、町として政治が絡んではいけないということで教育委員会行政から遠ざかっていたことは事実でございます。ところが、昨年、新たに町長が入って教育大綱並びに教育会議をやれという、そういう法律が新しくできました。そこから私も、先ほど教育長が言いましたように、総合会議の中で今大綱を計画中でございます。皆さん方にお話していなかったことも事実だろうと思います。その大綱には何年に統廃合、あるいはこれからまだ国からのいろんな課題もありましょう。小中の一貫教育という問題もございます。そのあたりを含めながら、平成何年にこれを着工すると、やっていくというその期限を設けて進めていきたいという思いで今取り組みをいたしております。

その後、財政の話が出ましたんで、ちょっとここで財政の質問は承っていなかったんで、でも、一言だけ言わせてもらいますと、認定こども園をするために財政をどうするかということで、私なりに今努力をいたしております。当然、今現在27年度130億強借入金がございます。前回に谷本議員が一番県下で多いじゃないかとお話でございました。現実には、悪いですけれども、3番目でございます。一番悪いわけではございません。

その結果といいますのは、やはり今までの歴史なんです、町の歴史なんです。皆さんもご承知のように、なぜ130億も上がったと、借入金が増えたかと。結局、公社の解散が30億近い金を要したわけなんです。その30億近い金を町が振りかえたということで借入金がどんと増えたということが現状でございます。そして、今このままで推移をいたしますと、計画も持っております。また具体的には皆さんの前でお話をさせてもらいたいと思っておりますけれども、32年度でしたか、ちょっと具体的に数字はきちっと覚えていないんですけれども、ずっと下がってきているのは事実でございます。一番懸念されているのは、長いこと河合町は残しているやないかと、将来に負担が多いじゃないかというお話だろうと思う。これは私から言いますと、甘いかもしれませんが、我が町の財政課の人間が赤字を出さないために、毎年毎年苦勞しながら徐々に徐々にそういう形をとっていったということ、これは私の決断が合ったのか、間違ったのか、これは私の責任だと思います。将来にわかることだろうというふうに私は判断をいたしております。

ですから、今必ずやるとかやらないとかじゃなしに、そういう話を皆さん方ときっちりできていなかったところに大きな問題があるのかなという意識をいたしております。

これから財政につきましても、しっかりと皆さん方にお答えをして、そしてこの状態が続くならば、どうなるのかと、あるいはこのまま大体正直言いまして、財政の今までの負の遺産といったら申しわけない、先輩、私のおやじも含めてですけれども、先輩方には申しわけないんですけれども、町内の負の遺産は25年、26年度で大体解決をいたしました。あとは、それをどういう返済でというのは徐々に上がっているわけですね。だから、今まで皆さんご承知じゃないんでしょうが、骨粉工場の問題、佐味田の野焼きの問題、そしてこの公社の解散の問題、これでやはり50億近いお金を使っております。これを解決するために思い切ったというか、借入金が増えたということをご理解賜りたいなど。それは将来残さないための私は1つの方法だと思って解決に努力をいたしてきました。

ですから、今後、我々がこれからどういう形で取り組んでいくかということは、やっぱり本当に議会の皆さん方としっかりと本当に話し合いをして、そして今後のあり方というのは、平成16年、17年度にその当時そこまで予算は80億近い予算を組んでおりました。16年、17年度に基本法が切れたと同時に、50億円台の予算規模に縮小いたしました。それからずっと努力をしながら、行政改革もしながら返済を増やすために取り組んできたわけでございます。ですから、そのあたりも一層、いろんなことも皆含めて皆さん方にぼんと出させていただいて、そして皆さんとともにこの河合の町をどう今後やっていくのかということを進めさせていただきたいというふうに思っています。どうぞご理解を賜ればありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○11番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 谷本議員。

○11番（谷本昌弘） 近いうちにこの財政が好転するというような発言だろうと思いますが、財政が好転するとは、なかなかこれからの近い将来河合町の人口がますます減少していく状態の中で、どのように財政が好転していくのかと考えると、少しちょっと首をかしげるような状態でもあるわけです。

それともう一つ、町長は時たま町民の前でも、どこの町でも借金はあると、借金を恐れておったら何もでけへんやないかというような会話をされるときがございます。

事実どこの町村でも皆それなりに借金は抱えておるわけですが、財力があって借金をされておるまちがたくさんあるわけですね。預貯金があって、蓄えがあって借金されると。王寺

町なんかでは60億という蓄財があるわけですね。上牧町でも10億という預貯金があるわけです。財政転落しかけた上牧町でさえ、今現在10億という貯金をためておられます。これをどのようにされるかというのは今後の現町長のまた手腕でもあるわけですが、預貯金があつて借金をすると。河合町の現状で知る限り3億か4億ぐらいの預貯金だと思います。その預貯金でこの大きな、まだこれ以上借金を増やそうとしておられるというのが大変に私どもは首をかしげるところでございます。

今回、このように認定こども園というものを新築されるに当たって、さらに来年度大きな予算を組んでおられるのも現状ですが、私どもは、どうしてもその趣旨が納得できず、認定こども園建設に当たりましては、議会の数人では最後までこの問題には賛成しかねるというふうに判断しております。

できる限り借入金を減らし、後世に、後々までにその借金を幾らかでも、ちょっとでも減らして、後に続く若い職員さんたちに負の遺産をできるだけ少なくして引き継いでいきたいというふうに思っております。

残り時間もあとわずかになりましたので、以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、谷本昌弘議員の質問を終結いたします。

◇ 大 西 孝 幸

○議長（疋田俊文） 3番目に、大西議員、登壇の上、質問願います。

○2番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

（2番 大西孝幸 登壇）

○2番（大西孝幸） 議席番号2番、大西孝幸が通告書に基づき質問いたします。

河川の氾濫に対応した防災対策についてです。

自然災害はいつ起こるかわかりません。最近起こった熊本地震についても九州地方では大きな地震が起こる確率は非常に低いと言われておりました。また、河川災害では、記憶に新しいのが昨年9月茨城県常総市の鬼怒川の堤防が決壊し、大変な被害が出ました。また、奈良県では田原本町で水害が発生しています。そして、近隣の王寺町で57年8月に大水害が起こりました。こういう水害が起こったときにメディア報道等を見て、まさかこんなことにな

るとはと誰もが思うと思います。そのまさかが起こるのが災害であります。

近年異常気象だと言われている中、河合町にも大小の河川があります。万が一、一級河川の大和川が氾濫することがあれば、大切な生命や財産が失われる可能性があります。

そこで質問いたします。河川の氾濫に対応した防災対策について回答をお願いします。

再質問は自席にて行います。

以上です。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（疋田俊文） 森嶋安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） ただいまの河川氾濫の防災対策についてお答えをいたします。

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所が作成しました浸水想定区域図をもとに、平成20年3月に、河合町総合防災マップ、今手元に持っておるこういったものなんです、これを作成し、全戸配布し、注意を呼びかけております。

最近の防災の考え方でございますが、過去の被災経験を教訓に、自然に真正面から対抗する予防対策としてのハード整備も重要であるが、想定外の災害が起こる地域だという認識に立ち、そのときにどのように避難し、生き延びるかというソフト対策の重要性にも目を向けられております。

本町におきましてもハード整備を国・県に要望しつつ、命を守る対策を講じてまいりたいと考えております。そのためには、以下の3点が重要だと考えております。

まず1点目、情報伝達の徹底でございます。

我々人間には自分だけは大丈夫という正常化のバイアス、先入観が働きます。それを払拭するために行政として情報を知らせる努力を徹底します。また、住民の方々には情報を知る努力をしていただくよう平素から啓発をしてまいりたいと考えております。

次、2点目なんです、早い段階での避難情報の発表でございます。

空振りを恐れず、早い段階で避難準備情報などを発表し、浸水区域に取り残されることがないように対策を講じてまいりたいと考えております。

最後、3点目でございますが、浸水被害の際に必要な資機材の調達でございます。

万が一、浸水区域からの救出が必要となったときの資機材、例えば土のう、くい、ロープ、救命ボートなどがございまして、そういったものを事前に調達するとともに、それを利用した訓練を実施してまいります。このうち救命ボートにつきましては、昨年度に2艇購入して

おります。

以上です。

○2番（大西孝幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） 今説明聞かせてもらいました。今、回答の中にもありました防災マップもそうですが、ソフト面として洪水のハザードマップは非常に大事だと思います。これ、平成17年5月の水防法の改正により、市町村で作成、公表することが義務づけられております。自分の住む地域の災害危険度を把握するツールとして有効であると考えております。いざというときの避難行動に役立つもので、堤防が決壊等したときに、浸水地域について被災されているだけでなく、総合防災マップということですから、避難情報も住民に向けてまとめられている非常に重要なものだと考えております。ある市町村では、ホームページでハザードマップを公開している自治体もあります。中には、ある地点で堤防が決壊した後、時間の経過とともに浸水が広がっていく様子を表現したものもあります。洪水ハザードマップだけで危険か否か判断しきれないわけではないですが、平常時から浸水範囲、避難経路、避難場所を確認しておくことが危機管理の第一歩だと考えています。

このようなさまざまな情報をもたらしてくれるハザードマップですが、先日新聞で大和川水系の想定区域図を見直したとの記事がありました。この見直しの概要をちょっと説明をお願いしたいと思います。

それで、これに関して河合町はどのような対応を検討されていますか、回答をお願いします。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○議長（疋田俊文） 森嶋安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） ただいまご質問のあった浸水想定区域図の見直しですが、大和川河川事務所で昨年9月の関東・東北豪雨などを受けまして見直しを実施されております。

想定雨量といたしまして過去の最大値、これまでの雨量よりも非常に多くなっていて、12時間で316ミリの雨が降るという数値を用いて解析しておりまして、本町におきましても葛下川流域で新たな浸水区域が認められるものの、曾我川流域では堤防の整備が進んだことなどにより減少しておるといった結果が出ております。また、解析メッシュ、これまで250メートルメッシュだったんですが、それを25メートルメッシュに細分化し、精度アップが図ら

れております。

今後、これを受けまして、河合町では新たなハザードマップの作成や避難所の指定のあり方、避難ルートのある方などの検討をしてみたいと考えております。

○2番（大西孝幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） 今概要説明を聞いたんですが、この新聞等では、河合町ではないですが、大和郡山市で最大8メートルという浸水という非常に大きな災害になるような想定がされています。

今、話にもありましたが、ハザードマップの件なんですが、新たなハザードマップの作成というのを今お聞きしたんですけれども、単なる浸水想定、マップに終わらず、情報の収集方法や用語の解説、時間雨量や総雨量によってどのような危険が生じるのか。災害リスクがあるということを伝え、災害時にどのような行動をとればいいのかを地域知識として身につけておけるような、あと防災教育もそうですが、この辺を徹底していただいて、今後対応していただくようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、大西孝幸議員の質問を終結いたします。

11時10分まで暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 西 村 潔

○議長（疋田俊文） 4番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

（9番 西村 潔 登壇）

○9番（西村 潔） それでは、議席番号9番、西村 潔が今回5つの課題について質問いたします。

まず1つ目、業務継続計画策定状況および避難勧告等の具体的な発令基準策定状況について質問いたします。

平成27年5月に内閣府防災担当より、市町村のための災害を対象とした業務継続計画作成ガイド、副題として、業務継続に必要な6要素を核とした計画についても示されております。その後、28年1月には、業務継続計画策定状況及び避難勧告等の具体的な発令基準策定状況に係る調査結果が報告されています。

そこで、河合町の現状についての説明を求めます。

まず1つ目、災害を対象とした業務継続計画とは一体どういうものなのか。

3つの点がございます。

まず、1つ目が災害時に人、物、情報等の資源が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう業務継続計画を事前に準備しておくこと。2番目が各市町村の実情に即した内容とするということですね。3番目、小規模市町村、人口1万人以上であってもあらかじめ策定しておく、河合町は1万人以上で掲げられております。河合町の現状はどうなのか、発令基準をつくっているのかどうかですね。

2番目、他方、避難勧告等の具体的な発令基準策定について、以下の2点を踏まえて所見をお聞かせください。①具体的な発令基準とはどういったものなのか。②河合町で考えられるものとしては河川等の危険水位あるいは洪水予報などが考えられるわけですがけれども、具体的な内容を検討されているのかどうか。

次に、2番、河合町における所有者がわからない土地の実態についてということで質問いたします。

国土交通省が昨年実施した調査によりますと、都道府県の大半が過去5年以内に所有者の掌握が難しい土地が存在したと回答しております。多くの市町村も同じ状況だと思われれます。所有者がわからない迷子の土地が増えているということがございますね。この結果、いろいろな問題が現在あるいは今後も発生するものと思われれます。

そこで、河合町の現状について説明を求めます。

まず1つ、河合町が掌握している現在の迷子の土地の状況について、農地あるいは宅地別の件数、面積、その現在の対応はどのようにされているのか。

2番目、課題や問題点については、①固定資産税の徴収状況ですね、どれくらい徴収不能

になっているのか。②耕作放棄地になっている農地の実態。管理は誰がやっているのか、あるいは町が掌握されているのかどうか。③番目、災害時の復旧にどのような影響が出てくるのか。支障も出てくると思いますね。この点についていかがでしょうか。

そこで、河合町が現在考えている総合対策とは一体どのようなものなのかどうかをお示しください。

次、3番目、普通財産の利活用の促進対策です。

未利用土地の利活用促進対策については、去年の27年6月議会で分類基準別の詳細部分の資料を今後整理していきたいという答弁ございました。その後の状況について質問いたします。

まず1つ目、普通財産の分類については5分類と9基準に分けられております。①5分類の土地の内容及び基準1から9までの各基準別の件数、面積、割合、簿価を公表していただきたいと思います。

②基準2に該当する土地について、どのような土地なのかを説明を求めます。また、面積は130平米以下となっているわけですがけれども、これらの土地を取得した主な理由、経緯を説明してください。

2番目、平成26年度以降の実績について回答をお願いしたいと思います。

まず、基準1から9の土地の利活用の状況あるいは処分の状況について、その実績を開示していただきたいと思います。

3、利活用するための対策として過去にどのような検討がなされてきたのか。また、その結果、どのような効果があったのか。そこで、①検討委員会開催の状況ですね。例えば構成委員は誰で、どのような定期開催をされているのか、あるいは不定期開催があったのか。②その結果の議事内容の概要です。③今後の開催予定はあるのかないのか。どういった状況で開催されるのか。

4番目、河合町の財政について質問いたします。

河合町の財政について町はどのような認識を持っているのか。今後どのようにしていこうと考えているのか、見解をお聞きしたいと思います。

そこで1つ目、まず、普通会計の決算規模、経常収支比率、実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率、税の徴収率について、河合町は奈良県においてどのような状況なのか。また、全国及び奈良県内における類似地方公共団体の中でどのような位置になっているのかを説明求めます。

2番、将来負担比率が平成26年度決算では全国市町村1,741あります。この中で河合町は1,738番目にランクされているわけですね。すなわちワースト4番目となっております。過去5年間の推移をちょっと見ました。そうすると、平成22年度の河合町は257.7%で、26年度は246.1%となっております。ちなみにお隣の上牧町は平成22年度の245.9%から平成26年度は189.9%に大幅に減少しております。この5年間の違いは、一体どこからきているのか。

また、平成元年から平成26年度までの過去26年間の将来負担が悪くなった原因、要因ですね。これを分析して、我々住民に開示してほしいと思います。そのためには、まず分析報告書を年度内につくっていただきたいと思います。住民に開示してください。その結果、今後の対応はどのようにすべきかということでございます。例えば起債は優先的に抑制するのか、制限するのか。

2番目、歳出削減の優先順位は一体どこにあるのか。例えば人件費をカットするのか、あるいは物品費をカットするのか、扶助費をカットするのか、これについての方針をお聞かせください。

次、3つ目ですけれども、今後10年間の財政健全化に向けた取り組みについて、前回の質問では、現況では景気の低迷や国の大幅な制度改正等により先が見込めない不透明な状況であり、中長期的な財政計画の策定は困難との答弁でございました。もしこの考え方に立てば、財政立て直しはできないことになりませんか。この答弁の内容では、河合町だけではなく、全ての市町村にも当てはまることになり、中長期計画はどこの市町村でも立てられなくなるわけですね。長期的な視点や目標を掲げて、職員さんあるいは住民が同じ目線で情報共有することが中長期的な計画の前提となるのではないのでしょうか。10年が長過ぎるのであれば、見通しが立てづらいのであれば、3年や5年で、期間で検討してはどうでしょうか。

行政側が内部情報を温存して住民に開示や公表ができないのであれば、財政健全化はできないと言わざるを得ません。いい材料も悪い材料も全てさらけ出して住民に問うてみてはどうですか。河合町だけの事情があるというのであれば、それを聞かせてください。

次に、5番目、農地の集約についてでございます。

農林水産省は、農地の集約を図り、大規模な経営を目指すために農地中間管理機構、すなわち農地バンクの利用を促す仕組みをつくる構想を持っているようですが、河合町の状況から見て農地バンクの利用は可能なかどうか、どのように見ているのかどうか。そこで1つ、この農地集約の仕組みはどのようなものなのか。なかなかわかりにくいところがあります。

2番目、農地集約が進んだ場合の補助金、国は農業予算を手厚くするという政策を考えて

おります。この場合、この政策の有効性について、河合町はどのような視点を持っているのか。

3番目、河合町内の農家世帯の高齢化により農業に従事する人口の減少が続いています。

他方、相続されずに登記が以前のままになっている場合が多いと聞いております。実質所有者がわからず、いわゆる迷子の農地が今後もますます増加することも考えられるわけです。

河合町でこの迷子の農地はどの程度あるのか、河合町の現状をお知らせください。

今後、農地バンクを利用した農地の集約について河合町はどのように考えているのか。

最後、4番目、もしそれができなければ、河合町の農業の将来はどのようになるのか。河合町の施策も含めて所見をお聞かせください。

以上です。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、1点目の業務継続計画および具体的な発令基準策定状況についてお答えをいたします。

まず1点目、業務継続計画でございますが、災害時には行政みずからも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下におきまして優先的に実施すべき業務、いわゆる非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定め、適切な業務執行を行うことを目的とした計画でございます。地域防災計画及び各種災害対応マニュアルを保管し、またはそれらと相まって非常事態下の非常時優先業務の実施を確保するものでございます。

現時点におきましては、単独計画といたしましては未策定でございますが、特に重要な6要素の一部の内容につきましては、マニュアル等で策定をしております。未策定の部分につきましては、既存の計画に加筆・修正して対応する方向で進めてまいりたいと考えております。

次に、避難勧告等の具体的な発令基準策定でございますが、避難勧告等には拘束力の弱い順に避難準備情報、避難勧告、避難指示がございます。洪水を例にとりますと、発令基準は大和川、曾我川、葛下川、高田川の別に定められておりまして、大和川では大和郡山市にございます板東水位観測所の水位が避難判断水位4.1メートルで避難準備情報、氾濫危険水位4.7メートルで避難勧告、堤防満杯水位5.8メートルに到達するおそれがある場合に避難指示をそれぞれ発令することとなっております。その際、それぞれの発令に関しまして、町長と

大和川河川事務所長がホットラインで協議することとなっております。これに加えて、雨量、気象警報、前兆現象などを判断材料として総合的に進めてまいる計画となっております。

次に、順序が前後することをお許しいただきたいんですけれども、2点目の河合町における所有者がわからない土地の実態の3点目、災害時の復旧にどのような影響や支障が想定されるかというところがございますが、土地の立入調査でありましたり、筆界確定ができないなどの影響が想定されますが、大規模災害発生時におきましては、大規模災害復興特別区域法が制定される場合がありますして、特例といたしまして国土交通省による地籍調査の代行、事業の実施主体による筆界特定申請、事業の測量調査のための土地の立ち入りなどが可能となり、復興整備事業の円滑化が期待できるものと考えております。

また、本町におきましては、先月、奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と災害時応援協定を締結し、公共施設に係る被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集と復元、町と連携した家屋の被害認定調査及び土地や境界関係の相談窓口の開設などを行っていただき、災害から生活再建を目指す住民と災害対応に追われる行政との双方を支援する仕組みを確立しております。

以上です。

○税務課長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島課長。

○税務課長（浮島龍幸） 私のほうから河合町における所有者がわからない土地の実態についてということで、税務課関連の3点のご質問にお答えします。

まず1点目、河合町が掌握している現在の迷子の土地の状況、いわゆる所有者がわからない土地の状況、農地・宅地別の件数、面積、その対応はどの質問に対しまして、固定資産税課税業務においては所有者のわからない土地はございませんが、所有者を特定できたとしても転出先、転居先が追えないなどの理由により、所有者の所在が不明である土地は雑種地1件、地籍406.89平米がございます。住所不明で納税通知書が不達返戻となったその場合には、戸籍や住民票等を取得し、実地調査等を行い、納税義務者の現住所等を把握し、再度納税通知書を送付しています。

2点目、課題や問題点について、①の固定資産税の徴収状況、どれくらい徴収不能になっていきますかの質問に対しまして、雑種地1件について、平成23年度から累計で3万2,100円が徴収不能となっております。

3 点目、河合町が考えている対策とはとの質問に対しましては、土地の所有者は不動産登記簿に記載されているところですが、所有者が死亡した場合に相続人に相続登記をされないこともあり、こういった状態を放置されることで所有者が不明となる土地が発生することがあります。所有者の所在の把握の難しい土地を増やさないためには、死亡された方が土地の所有がある場合、相続登記を促す通知を行うとともに、相続人代表者指定届の提出をしていただいたり、国外転出等で明らかに納税通知書を送付しても手元に届かない方には、送付先変更届の提出あるいは納税管理人を定めていただき、所有者の所在の把握が難しい土地の発生予防に今後も努めていきたいと思っております。

以上です。

○地域活性課長（福・照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福・地域活性課長。

○地域活性課長（福・照弘） 私のほうからは、5 項目についてお答えさせていただきます。

初めに、河合町における所有者がわからない土地の実態について課題や問題点について。

2 番目の耕作放棄地になっている農地の実態。管理は誰がやっていますか。

農地に関しましては農地台帳データで管理しています。現実、相続手続きが終わられていない農地が存在するのも事実ですが、農地の所有者に該当すると思われる方が管理されていると認識しております。

次に、農地の集約について、4 項目の質問事項について回答させていただきます。

1 つ目の農地集約の仕組みとは。

対象は市街化調整区域内の農地で、何らかの理由により農地を耕作できない農家などから農地を集め、集められた複数の農地はある程度の規模にまとめられ、大規模に農業をしたい農家に貸し出されるのが基本的な仕組みです。農地の提供者は公的機関である農地バンクに貸し、農地の利用者は農地バンクから借りることで個人間の貸し借りではなく、安心感が高まります。その結果、農地の集積が進み、農業は効率化されていくという狙いです。農地バンクは貸借が中心で、農業をやめようと思っている農家や現に農業ができていない農家のうち、農地は手放したくない方でも利用されると考えられます。

2 つ目の農地集約が進んだ場合の補助金施策の有効性について、河合町はどのような視点を持っていますか。

集約に関しての補助金政策を行っている県内自治体はありません。農地バンクに地域で農地を集約して貸し付けると地域に協力金として交付される補助金、個々の出し手に対する補

助金があります。

奈良県においては、今年度より本格的に動き出した政策でありますので、連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えます。

3つ目の農家の高齢化により農業に従事する人口減少が続いていますが、田を相続されずに登記が以前のままになっている場合、実質所有者がわからず、いわゆる迷子の農地が増加することも考えられます。河合町でこの迷子の農地はどの程度ありますか、河合町の現状はいかがですか。今後農地バンクを利用した農地の集積について、河合町ではどのようにお考えですか。

迷子の農地については現在のございませぬ。農地バンクを利用した農地の集約についてのメリットとしては、現実、農地を管理できずに困っている農地の所有者が農地を無償で貸して耕作してもらい、水代などを負担してでも農地が荒れるのを防いでいるのが現実です。そのくらい農地の管理は手間がかかって大変です。

農地バンクでは、周辺の同じような農地と統合して、大きな区画で法人などへの貸し出しも含め受け手を探してくれます。これは個人単位ではなかなか実現できませんし、貸し付け期間は、原則10年という制限があるにしても、個人間の貸借と異なり、機構に貸す場合には期間満了で返還となり、農地が返ってこないことの心配がなくなりますので、農地バンクを活用することでその面での不安は解消され、大きなメリットとなると考えられます。

デメリットとしては、始まって間もない制度で周知不足もあり、個人間の貸し借りであれば人を選んで貸すことはできますが、農地バンクに貸した場合、受け手が公募であることから誰が借りるのかわかりません。どのように使われるかもわからないのは出し手にとって大きな不安であると考えられます。

その一方、ただでも借りてほしい農地があるのに、受け手は特定の地域に縛られないため、少しでも条件のよい地域を探すのは当然で、このようなことが農地を集められない原因の一つになると考えられます。

メリット・デメリットを精査して、今のままでは耕作放棄地の拡大を防ぐことができませんので、農業委員会が中心となり、農協支部長、関係機関と協議を行い、地元の農業委員を農地のあっせん委員として配置し、農地の出し手情報を所有者に確認するなどして、農地バンクを活用した農地の集約に取り組んでいきたいと考えます。

4つ目のもしそれができなければ、河合町の農業の将来はどのようになると思いますか。河合町の施策を含め、所見をお聞かせください。

担い手不足により、耕作放棄地の規模が拡大すると予測されます。このような状況の中、当農業委員会では現在耕作放棄地を対象に農地意向調査を実施中であります。調査内容は、農地バンクを利用する、受け手を自分で探す、みずから耕作する、その他の4項目で調査を実施しています。「農地バンクを利用する」という回答者の農地については、農地バンクに登録を行い、受け手に借りてもらえるような環境づくりの検討を行い、なお、「みずから耕作する」との回答の方には、再度意思確認を行い、耕作放棄地解消、集約に向けた取り組みを実施していきたいと考えます。

私のほうからは以上でございます。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務次長。

○総務部次長（木村光弘） それでは、私のほうから普通財産の利活用促進対策について、お答えさせていただきたいと思えます。順次ご質問のとおりでお答えさせていただきます。

まず1つ目ですが、分けられた5分類、9基準の土地、普通財産の土地の公表についてでございます。

5分類の土地の内容と位置図は、既にもうホームページで公表しております。各基準別の位置図、所在地、件数、面積等は一応整理しました冊子による閲覧において公表させていただきたいと思っております。

2つ目の基準2に該当する土地とはどういうものかということですが、この土地の形状または面積から活用が困難または非効率なため、隣接者など特別な縁故者への売却処分することが適当と判断される土地でございます。現在、35筆で1,262.21平米でございます。

具体的には、譲渡を受けた不動産をその譲渡者に売り払うとき。また、町施工の公共事業により生じた土地を当該公共事業に係る土地の提供者に売り払うとき。次に、無道路地、袋地、不整形地等で単独利用困難な土地で隣接地と一体利用することによって利用効率が高まる土地を隣接土地所有者に売り払うとき。次に、隣接土地所有者または隣接地の賃借権等を有する者に売り払いすることが公正または有益な場合などでございます。

次に、基準2の土地を取得した主な理由と経緯でございますが、この土地につきましては、地区の住環境の整備改善を図るため、小集落地区改良事業により取得した土地を改良住宅の建設、また道路、公園など整備等を行った後の残地でございます。

次に、26年度以降の基準1から9の土地の利活用、処分状況についての実績でございますが、まず、売却処分としての、まず基準1として1件、245.15平米。基準2として1件、

45.62平米。基準の3としまして2件、2,882.96平米を売却処分いたしました。貸し付けの基準としましては、貸し付けの基準7でございますが、5件、975平米を貸し付けいたしております。

最後、3点目の利活用をするための対策ということで、審査会等の内容でございますが、まず、売却処分審査委員会の構成委員でございます。専門知識を有する者または議会議員、固定資産評価審査委員会、都市計画審議会、総代・自治会長会、行政職員、または町長が必要と認める者13名で構成されております。

開催につきましては不定期開催ということで、26、27年度の2年間におきまして、現在5回開催しております。

次に、議事の内容でございますが、町有未利用土地の利活用の基本方針、また未利用土地の分類基準、土地の処分の可否、土地の利活用の方法、売却処分する個別土地ごとの状況における売却額などを審議していただいております。議事の要旨につきましては、ホームページにおいて公表させていただいております。

今後の開催予定でございますが、今年度、また8月ごろには開催したいと考えております。

それと、利活用するための対策についての検討とその結果はどのような効果がありましたか、との質問でございますが、一応専門知識を有する者や議会議員などの代表者による第三者からの意見を得ながら土地の利活用、売却価格、基本的な考え方などを検討していただき、定められたことを公表することによりまして、町民共有の財産の適正な管理と公平・公正で透明性のある利活用が推進されているのではと思っております。また、このことによりまして、土地に対する問い合わせもありましたし、売却、貸し付けまでに至っている場合もあります。

以上でございます。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは4番目としまして、河合町の財政についてということで、まず1つ目、財政指標などにおきまして、本町は奈良県においてどのような状況にあるのか。また、全国及び類似団体においてはどうなのか。2つ目としまして、将来負担比率が全国ワースト4になっていると。その要因とその対応ということで。3つ目としまして、財政計画の策定とその公表についてということで、この件について回答させていただきます。

まず、1つ目、それと2つ目、財政指標の関連につきましては、平成27年度決算の比率に

つきましては現在作業を進めております決算統計処理の結果から算出されることになるため、今回は平成26年度の決算をベースに説明させていただきます。

まず、決算規模につきましては、本町の平成26年度普通会計決算額は、対前年度マイナス25億9,800万円減の63億6,500万円となっております。奈良県内市町村と比較しまして、決算の高い順で県内では39団体中22番目、市と村を除く15町では9番目の規模となっております。また、類似団体82団体の平均決算額につきましては85億5,600万円。本町の決算額は類似団体の平均よりも約22億円小さくなっております。

続きまして、経常収支比率につきましては、対前年度2.9%増の99.0%になっております。県内39団体で5番目、全国1,741団体で52番目、類似団体82団体でそのうち6番目の高い比率となっております。

実質赤字比率につきましては、本町ではこれまで赤字にならないよう努めてきたため比率はございません。

次に、実質公債比率につきましては、対前年度同率の15.5%となっており、県内39団体で5番目、全国1,741団体で85番目、類似団体82団体では8番目に高い比率となっております。

また、将来負担比率につきましては、対前年度マイナス8.4%で246.1%となっております。県内及び類似団体では最も高く、また全国でも4番目に高い比率となっております。比率が高い主な要因といたしましては、これまでに町の将来を見越した社会資本整備を計画的に進めてきた事業の財源とした地方債や、平成25年度に借り入れた三セク債などにより町債残高が累積していることによるものでございます。

今後も比率が着実に減少していくと見込んでおりますが、引き続き事業を実施する場合には、真に必要な事業を選択し、有利な財源の確保に努めるとともに、国・県の制度による低利や無利子への借りかえ、また繰り上げ償還の実施など、できる限り後年度に負担を求めないよう努めてまいりたいと考えております。

それと、指標を下げるために何を優先していくのかというところでございますけれども、まず、現在継続的に実施しております健全化の実施、徴収率の向上とか、あとまた受益者負担の適正化等について行ってまいります。また、その次に、施設の統廃合を含めた見直し、それを実施していきたいと。それにより自主財源の確保、歳出につきましては削減に努めてまいりたいというふうに思っております。

過去の指標の開示ということでございますが、毎年の健全化指標につきましては、ホームページのほうで掲載のほうをさせていただいているところでございます。過去の指標という

ことで、また、これにつきましては、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、徴収率につきましては、対前年度0.1%減の95.3%となっております。県内39団体では16番目に高く、県平均の94.0%に比べ1.3%高い比率となっております。

次に、3番目の財政計画の策定と公表につきましては、本町の財政状況は人口減少、少子高齢化の進展により歳入の根幹である町税の減少が見込まれ、一方、歳出では増え続ける社会保障関係経費、公共施設の老朽化対策への対応など、今後も引き続き厳しい状況が続くと考えられております。そのため、本町では安定した財政基盤の確立に向け、現在、人口減少対策や公共施設においては、持続可能な施設管理を実現するための公共施設等総合管理計画の策定などに取り組んでおり、今後、これらの事業を計画的に実施していくためには将来的な収支見通しをすることは必要であると考えております。

しかし、現在、地方財政を取り巻く環境は非常に不透明な状況であり、長期的な財政計画の策定は困難であると考えております。そのため、可能な限り将来的な歳入歳出の的確な把握に努めるとともに、社会経済情勢の変化や国の動きに適正に対応できるよう毎年軌道修正を行いながら将来の収支見通しを予測し、計画的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、公表につきましては、議会や住民の皆さんと情報を共有することは必要であると考えております。前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 1番目の業務継続計画というのはつくっていないという答弁だったと思うんですね。それを補うためには、非常時のときにいろいろな要綱あるからということですが、これも、要するに非常時のときに、どうしても資源が足らなくなるから、それを活用しなさいということ計画しないと実際できないんじゃないですか。まず、それが1つですね。

それから、発令については3つ、3段階で言いましたけれども、この発令基準は今水位の話だけでしたけれども、例えば地域はどうなるんですか。例えば河合町の全域に出すのか、例えば水位の高さによっては特定地域に発令するのか、勧告するのか、指示を出すのかというところが明確でないので、再度答えていただきたいと思います。

それから、河合町における所有者がわからない土地は基本的には少ない。1件しかないということですが、本当にそうなのかということを確認に思っています。

特に所有者がわからない、登記上わからない人の場合、どのように調べているのか。それで、いろいろ通知したりして、返ってこないやつであると思いますけれども、その辺のところはどうもはっきりしていないということなので、ちょっと将来的にはどのような形にしていくかについては、もう少し具体的にやっていかないと、どんどんわからない土地、徴税が不能になる可能性があるんじゃないかというふうに思います。これについての回答をお願いしたいと思います。

それから、普通財産の利用の件なんですけれども、一応公表しているということ、台帳を見ないとわかんないということですね。

そうじゃなくて、私が言っていることは、どうしてホームページに出さないのかということですね。去年の6月議会で、各基準別の件数とか面積を総合的に出してくださいということで、検討するという回答だったんですね。検討すれば、当然、要するに総合的な資料としてホームページに出せるはずですね。個別のやつを幾ら幾らじゃないんですね。だから、これはもう一度検討してください。

それから、利活用については、先ほど基準1とか、2と、3となりましたけれども、ほとんどできていないのが実態じゃないですか、1件とか2件とか。今まで過去2年間何をしていたかということですね。委員会で何を検討していたのかですね。その辺のところは明確になっていないわけですね。このままいくと10年、20年たってもほとんど変わらないということになりませんか。この点についての回答をお願いしたいと思います。

それから、河合町の財政ですけれども、再度答弁では、非常に財政が厳しいのはこの市町村も一緒ですね。河合町だけ特別な理由があるのかどうかですわ。今の回答では、社会資本の充実、それから土地開発公社28億プラスしたと。これが将来負担比率の大きな要因だと。ところが、上牧町も三十何億あるわけですね。先ほど事例を示しましたが、上牧町は、劇的にこの5年間で245.9から189に落としているわけですね。なぜ落としたか調べましたか。なぜ落ちているのか調べましたか。私が言いたいのは、どうしてこんだけ高い将来負担になったのかを平成元年から26年度の26年間の決算の中身を見て分析してほしいんです。それを報告書にまとめてほしいんです。そこは必ずお願いしたいと思います。

なぜかという、将来負担はこのままいけば減ってくる。当たり前の話です。しかし、公共施設の見直しとか、学校再編とかが出てきたときにまた増えるわけですね。長期計画を

立てないと増えてきますよね、逆にね。249、250では難しいんじゃないですか。私は、将来負担を国が定めたときに350にしたんですけれども、甘いと思いますね。せめて250ぐらいにしておかないといけませんよね。

だから、そういう視点で考えた場合に、町長の答弁では本体を守らんといかんという答弁ですわ。だから、土地開発公社のものは別だから、一般会計だけ守っておったらええというのは、これは従来からの答弁ですよ。その結果どうなったかですよ。28億借金が本体に来たわけですからね。ますますこれから将来負担が増える傾向にあると私思うんです。この点についての行政側のお考えを聞かせてください。

これから何ももう起債は発行しないんですか。ゼロでいくんですか。ゼロでいくということであれば、将来負担は必ず減ります。そうはいかないと。だから先ほど質問したように、起債は制限するんですかということですよ。ということは、事業はできないということですよ。事業したら、また起債するということですよ。退職手当起債も1億も出すわけですよ。そういうことについて長期計画なければ、いつまでたってもできないですわな。そのところをどう考えているかということで、町はどのような認識を持って今後していきたいのかということですね。具体的に出さないとやっぱりだめでしょうね。そのためには、まずこの将来負担が246になったということに至る経過を平成元年から26年度含めて分析してくださいよ、何でこうなったか。住民にわかりやすいような形でお願いしたいと思いますね。そうすると、やっぱりレポート出してもらわんと困りますね。何ぼ財政厳しい、国の施策変わる、当たり前ですわ、こんなことは。どこの市町村も一緒ですよ。ところが、現実に無借金のところもあるわけですよ。県内では7町あるわけですよ。その辺のところをきっちり分析してもらわないと、今後どんどん起債を発行する圧力がかかってくるわけですよ。

ということなので、この点についても一回きちっと解説してもらって、分析報告書をつくってもらえるかどうか。確約してほしいと思います。

それから、農地については、なかなか国がいろいろなことやっていますけれども、何か難しいんですけれども、これからどうしていくかについては、やっぱり行政側がリーダーシップとってやらないことにはできないじゃないですか。

この点についてももう少し具体的な、長期的なビジョンを示してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうから業務継続計画でございますが、業務継続計画の内容は地域防災計画や各種マニュアルと重複する部分が非常に多くて、そういったものにつきましたは、もう既に検討していると。

非常時優先業務の開始の目標時間ごとに該当業務刻々と変化してまいります。まず、自身と家族の安全確保に始まり初動体制の確立、職員の参集、避難状況の確認、救助・救急業務、避難所開設、さまざまな業務がございますが、そういったものは地域防災計画と各種マニュアルに定めております。それ以外のものにつきましたは、今後、そのマニュアル等を加筆・修正することで対応していきたいと考えております。

次に、避難勧告等を全域に発令するのか、地域別にするのかということでございますが、水位、浸水の状況、また今後の雨の予報ですね。そういったものを考慮しまして、大字・自治会別の対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○税務課長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島税務課長。

○税務課長（浮島龍幸） 所有者のわからない土地はほかにもあるのではないかと質問に対しまして、今年度5月に納税通知書を発送させていただきましたが、先ほどの1件だけが最終的に不達返戻となりました。

法務局の所有者は変更されていない場合がありますが、町は、先ほども言いましたが、相続人代表者の提出、送付先変更届の提出により今現在の所有者は判断できております。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 土地の公表についてでございますが、先ほど言いましたように、各基準別の土地の位置図はもう公表しておりますので、それらに対する件数、面積等は一応もう整理しましたので、それらはホームページ等にて公表させていただきたいと思っております。

あと、委員会は何をしていたかというようなご質問でございます。

委員会おきましては、いろんな土地利用に対することを個々の土地ごとに審議していただいております。当然、これからにおいても、一応審査会という部分がありますので、処分方法なども検討して、審議していただき判断することになっていきますので、ただ、現在の

段階で審査会の意見を得ながら、できる限りの土地を売却・貸し付けなどの利活用の推進に努めてまいりたいと、一応このように思っておりますので、この審査会の中で今後のいろんな土地の権利も出てくるとは思いますが、個々それぞれ審議していただいて、審議会の中でのご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

○財政課長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは将来負担比率が高い町の特別の理由はあるのかということについて説明させていただきます。

本町においては、赤字決算を回避するため、平成18年度施設に見合う、耐用年数に見合う借りかえを実施しております。その分において、償還のほうが後年度に来ているというのが上牧と大きな違いになっているのではないかというふうに分析をしております。

あと、将来比率が増えるということで議員おっしゃっていただいていたのですが、その件につきましては、27年度以降こちらのほうで試算をさせていただいている部分におきましては、毎年度町債残高は減少するというふうに見込んでおります。それと、今後も新規発行債の抑制は当然必要だというふうには考えておりますが、平成25年度の254.5%をピークとして今後も着実に減少していくというふうに見込んでおります。

あと、起債の制限というところでございますけれども、当然、起債を発行しないということとはできないというふうには考えております。真に必要な事業という部分が出てきますので、その分につきましては、有利な財源を確保しながら実施していく必要はあるというふうに考えております。

元年から26年の分析報告書の件につきましては、これまでも分析というのは当然やっておるところでございます。ただ、元年から26年という形の長期的な分析という、今までの形の部分というのが今後作成をさせていただくかをちょっと検討のほうをさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○地域活性課長（福・照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福・課長。

○地域活性課長（福・照弘） 行政のリーダーシップ、ビジョンということですが、農地に関しましては、地元農業者の意見も集約のほうをしていながら進めていかなければならない問題だと考えておりますので、農業委員会と行政とが協力し合って農地の集約につい

て進めていきたいと。

この集約に関しましては、メリット・デメリットが表裏一体の制度でもありますので、その辺をきっちりと農業委員会とか、農業関係者と協議を進めながら前向きな方向で検討のほうを進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○9番（西村 潔） はい。

○議長（疋田俊文） 西村議員、あと1分ですので、まとめてください。

○9番（西村 潔） 最後まとめます。

やっぱり財政が一番問題なので、いいのも悪いのもやっぱり出してほしいんですね。どこが、何が悪いのかということをお我々住民に伝えてほしいわけですよ。そうすると危機意識も出てくるわけですから、職員さんや議員やら住民と一緒に、どうしていくかということをやっぱり考えられるようなデータを欲しいんですね。

将来負担比率、何でこうなったんやと言われても、なかなか我々わからんわけですから、その点についてしっかりと分析してほしいんです。

以上、私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、西村議員の質問を終結いたします。

昼1時半から再開いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時30分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（疋田俊文） 5番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

（4番 馬場千恵子 登壇）

○4番（馬場千恵子） 議席番号4番、馬場千恵子。

通告書に基づき質問いたします。4点について質問いたします。

第1番目は、公共交通とバリアフリーです。

河合町には、河合町地域公共交通活性化協議会があります。設立の趣旨として、高齢化が進む中、町民の皆様が安心して暮らせる環境や社会参加の機会を確保するためには、日々の生活の基礎となる移動について、誰もが安全に、かつ快適に行える交通環境をつくり上げていくということが必要となります。地域公共交通の確保、維持、改善を図る目的で、平成24年8月に設置されています。

高齢化については、ますます深刻な状況となっています。医療機関への移動や買い物などのそのニーズは高くなっています。豆山きずな号については、基本を豆山の里の移動用として位置づけ、その域を超えない範囲での運行となっています。しかし、地域住民の要望とはかけ離れたものです。公共交通の充実や高齢者の社会参加を初め外出の機会が増え、その結果、介護保険の利用が減ったという報告もされています。

平成25年6月に協議会が開かれて、コミュニティーバスの導入について一定の方針が示されました。それは、豆山きずな号の公共交通としての役割、機能の拡充を図ったもので、9時から17時の運行で1時間に1本の運行で、ワゴン車2台を想定したものです。提案はされましたが、実行には至っていません。この提案された内容で試運転をする中で検討し、公共交通の充実を進め、地域住民の移動の手段を確保すべきだと思います。公共交通の充実で、駅のバリアフリー化も一定解消されるのではないのでしょうか。今後のお考えをお聞かせください。

2番目は、小中一貫教育についてです。

平成28年の町長の施政方針の中で、学校再編について小中一貫教育を踏まえ、取り組んでいくと述べられています。平成25年8月に河合町学校編制検討特別委員会が開催され、その中で子供の減少、建物の老朽化、建てかえ、改修に要する費用についての試算も示されています。町長の施政方針の小中一貫教育と再編検討特別委員会との兼ね合いについて、説明してください。特別委員会では、中学校は1校、小学校は2校となっています。一貫教育では、この9年間の教育となっていますが、その内容について示してください。また、小中一貫教育のメリット、デメリットについてお聞かせください。

3番目は、認定こども園についてです。

平成30年4月を開園予定として進められています。認定こども園は、幼稚園と保育所の機

能を一本化したものですが、そこで過ごす子供たちがどのような環境で過ごすのか、具体的などころが見えていないという声を聞きます。給食は自校方式ということですが、お昼寝はどうか、先生の配置人数、看護師の配置等など具体的には示されておらず、保護者としても安心して預けるといふところには至っていないのではないのでしょうか。職員の資格も平成27年から5年間はいずれか有していればよいとのことですが、子供にとってはどうでしょうか。こういった疑問、不安がよぎります。

認定こども園の設立に当たって、公共施設最適化事業債の活用を予定されています。公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業とされていますが、その事業計画はできていますか。認定こども園が、子供の成長にとってよい施設となるのか、子供の生活環境は大きく変わることもあります。子供の気持ちを大切に、保護者や先生方と十分話し合う時間が必要なのではないのでしょうか。全国的には、平成26年までに2,000カ所を目標に取り組みましたが、1,359カ所にとどまっています。河合町が急いでつくらなければならない、そのわけがあればお示してください。

4番目は、給食の地産地消と食育です。

学校教育は安全でおいしい給食が大前提で、かつ食教育になる給食提供が求められています。安全の中には衛生面と食材の安定供給があります。我が国の食材の自給率が40%という現状です。輸入食品抜きでは、日本の食生活は成り立たないのが現状ですが、外国産食材の不信感が高まる中、学校では児童の健康を考え、国産にこだわりたいものです。まず、地元河合町産、県産、国産といったぐあいです。TPPが推進されますと、自給率が13%になるのではないかとされています。輸入食材における農薬の基準も甘く、安全性に疑問が持たれている中、生産者の顔が見える食材の使用を進めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

地産地消と食育を進める学校の見学をさせていただきました。地域の伝統食の提供、生産者との交流、食材の収穫体験、地元食材を使ったメニューを生徒が考案などがなされています。河合町としても独自に食育を進めながら、地産地消の給食を児童に提供していただけるようにご検討ください。ちなみに6月は食育月間、19日は食育の日です。児童の食への関心を高めるチャンスとして取り組んでいただきたいと思います。

以上、4点です。

再質問につきましては、自席にて行いたいと思います。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 私のほうからは、1点目の公共交通とバリアフリーについて、回答させていただきます。

河合町地域公共交通活性化協議会における協議内容及び取り組みにつきましては、平成25年6月に開催していただいた全員協議会にて報告させていただいたとおりです。

協議会では、生活交通の確保に関する事業として、定時定路線のコミュニティバスの運行を踏まえた計画案を取りまとめました。その後、議会における一般質問などにおいて、デマンド交通も含めて検討してみてもどうかとのご提案をいただき、平成27年度に試行的に福祉有償運送の対象を拡充し、買い物にもご利用いただくなど、協議会とは別の検討も実施してまいりました。

現在は、これまでの検討結果を踏まえ、協議会再開に向けて、奈良運輸支局、奈良県、交通事業者などと個別に協議している段階です。

以前、一般質問に対する答弁でお示ししましたとおり、鉄道駅のバリアフリー化には時間を要することが見込まれることから、そういった課題を解決する施策としても、早期に協議会を再開し、本町の実情に即した形態の輸送サービスを実現したいと考えます。

以上です。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは、私のほうからは小中一貫教育についてと給食の地産地消と食育について、お答えさせていただきます。

小中一貫教育についてでございますが、学校再編制につきましては、平成22年に提言書が示され、25年に実施計画案を作成いたしました。その後、特別委員会でご審議いただいているところでございますが、今年4月1日に学校基本法の一部が改正され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されました。

以前から、小中一貫教育の考え方はありましたが、具体的な取り組みは一部に過ぎませんでした。

最近、全国各地で小中一貫校が設立されだし、小中一貫教育に取り組み、高い評価を得ていると聞いております。本町といたしましても、このことについて検討が必要であると考えているところでございます。

小中一貫教育のメリットとされますところは、小学校から中学校への進学する際に、新し

い環境での学習や生活になじめず、不登校などの諸問題につながる、いわゆる中1ギャップの解消に成果を上げているところや、弾力的にカリキュラムを組むことにより、9年間を通して児童生徒を育てることができるといったところでございます。

デメリットといたしましては、固定的な人間関係が9年間続く可能性があること、それと施設一体型でない場合は、連絡などがタイムリーに行えないなどが言われております。

続きまして、給食の地産地消と食育でございますが、学校給食の地産地消につきましては、以前からお答えさせていただいておりますように、まほろば夢市などを活用し、できる限り地元産にこだわり取り組んでいるところでございますが、河合町は残念ながら農業が盛んな地域ではございませんので、全て賄い切れる量の供給は非常に厳しい状況でございます。

現在、新しい取り組みといたしまして、奈良県農林部、JA奈良県と提携し、県内産の野菜を学校給食に安定的に供給できるようなシステムづくりを始めているところでございます。

次に、食育につきましては、約10年前から毎月19日を「食育の日」と定め、毎回テーマを決めて、日本の郷土料理や世界の料理などを献立に盛り込み、食べながら学べる工夫なども行っています。また、献立表もそれぞれの食材の栄養三色を表示し、バランスよく栄養がとれていることがわかる工夫などを行っております。

そのほか、ユニークな取り組みとしましては、ある学校では、最近の調査で、家族そろっての夕食を食べる機会が少なくなっているという傾向にあるため、6月15日前後の日に家族そろって食事をする日を設け、その日には「食事の準備などを必ず手伝うこと」といった宿題を出しています。また、教職員も多忙な毎日を送っていますので、その日はノー残業デーとして、家族そろっての食事をするといった、学校挙げての宿題を行っているところもございます。

以上でございます。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤認定こども園室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） 私のほうからは、認定こども園についてお答えさせていただきます。

園児の一日の過ごし方につきましては、順次登園後、1号・2号認定の子供は同じクラスで午前中教育要領に基づく活動やテーマに沿って共通の時間を過ごします。1号認定の子供は、午後2時ごろの降園を予定していますが、午睡実施の必要性については、子供にとっての最良の生活リズムなどに考慮する必要があり、降園時間なども含めて保護者や保育教諭の

ご意見を参考に決定したいと考えています。なお、2号認定の子供及び一時預かり保育を希望する1号認定の子供は、午後2時前後より午睡の時間となり、その後家庭的な保育や異年齢のグループ活動などの時間を過ごし、おやつを食べた後、午後4時半ごろから順次帰宅となります。

また、3号認定の子供は、順次登園後、1日を通し、歳児ごとに見合った保育時間を過ごし、2号認定の子供同様、昼食や午睡、おやつを食べた後、午後4時半ごろから順次帰宅となります。

次に、給食につきましては、自園方式にて基本的に全ての子供への提供を予定しておりますが、保護者が希望する場合や園の行事におけるお弁当持参など、細かな対応については、保護者のご意見などを参考に決定したいと考えております。

次に、職員の配置基準につきましては、基本的には現在と変わりありませんが、保健師もしくは看護師、栄養士などを配置し、また子育て支援の実施に当たる加配についても必要と考えております。

次に、職員の資格につきましては、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるため、法改正では平成27年4月の施行後5年間は、幼稚園教諭免許状または保育士資格のいずれかを有していれば保育教諭となることとする経過措置が設けられており、免許・資格の取得のため必要となる単位数の軽減や、更新講習を受講すれば保育教諭となることができます。本町におきましては、開園と同時に全ての子供に質の高い教育及び保育の総合的な提供を行うため、計画的に幼稚園教諭免許状の更新を行っております。また、現幼稚園教諭及び保育士が幼保の枠を超えて互いに理解し合い、教育・保育の力量を高めるための研修への積極的な参加、現幼稚園と保育所において人事配置がえや人事交流を通じて、資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、公共施設等総合管理計画の策定につきましては、幼稚園と保育所の公共施設等総合管理計画に関する起債要望ヒアリングが12月に予定されていますので、策定に関する担当課及び施設を管理する担当課と協議、調整を行っております。

最後に、現在において、事業計画を行う理由については、次の3点のとおりです。

既存施設の老朽化が進行しており、乳幼児施設の安全確保の問題が懸念されるため、改修などの実施が急務となっていること。

職員の資格に関する経過措置期間が、平成27年度から平成31年度の5年間であること。

財政計画において、町に最も有利な地方債の活用にあたり、先の公共施設等総合管理計画

に基づき実施する事業の対象期間が、平成27年度から平成29年度の3年間であること。

以上の3点が主な理由であります。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） まず、公共交通とバリアフリーについてお伺いします。

この協議会、早急に再開したいということですが、高齢化が進む中で買い物や通院、文化活動への参加の移動の確保が困難になってきている、こういった現状については、認識は一致しているかと思えますけれども、そういった中で、この3年間、この有償運行という変化もありましたけれども、買い物とか限られたニーズだけなもので、利用者がなかなかちょっと不便を感じているというところもあります。そういった中で、この公共交通についての審議がなされていなかったというのは、どうしてでしょうか。

また、駅のバリアフリー化についても、要望がいろいろ出ているかと思えます。例えば、3,000人以上の乗降客がなかったらエレベーターとかはつけないとかというような国の基準、近鉄の基準などもありますけれども、佐味田川駅とか大輪田駅とかバリアフリーのない、階段が困難になっているところの駅を利用して、王寺に行ったりとか例えば田原本、八木のほうに行きたいとかということだと思えますけれども、そういったことも公共交通を充実させることによって解消できるのではないかというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

例えば、バス停のあるところまで公共交通の網を巡らせるとかということです。公共交通についても自治体をまたいで運行されているところもあります。そういったことの検討もしていただきたいと思えます。

要は、まず、最初に聞きたいのは、この協議会が長年開かれなかったのはどうしてかということと、公共交通の充実が地方自治体の責任であるというふうに思うんですけれども、それについての認識はどうかということをお聞きしたいと思えます。

それと、小中一貫校についてですけれども、河合町の学校再編の特別委員会との兼ね合いについては、午前中の質疑でも若干述べられたのでわかりましたけれども、この小中一貫で小学校が何校にして、中学校を何校にするのかということも明らかになっていない。また、この9年間を一貫した教育で進めるということですが、この9年間の中身もどんなふうになるのかということもお聞きしたいと思えます。ちなみに、この9年間の義務教育を自由にできるということで、文科省とかが実施した学校1,130件ほどを調査したのがあるんですけれ

ども、その72%ぐらいが6・3制を採用しているというような中身ですけれども、河合町ではどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。そのメリットについてですが、新しい環境になるということで、中1ギャップの解消とかと言われてはいますが、ほかにこういったメリットはないのか、そういったこともお聞きしたいと思います。

それと、小中一貫校についてですけれども、ご父兄の方とか地域住民の方については、この小中一貫校といきなり言われても何のことやろうという感じの認識しかないということで、これについての認識も一致できるように十分説明が必要なのではないでしょうか。それについては、どのように努力される予定かもお聞きしたいと思います。

それと、実際に現場の先生の状態がどのようになるのかということについてですけれども、これについてもわかる範囲で説明をお願いしたいと思います。

それと、給食ですけれども、河合町の教育ビジョンの中で、この食育について触れているところがありましたので、それについて少しお聞きしたいと思います。この中で、豊かな心、望ましい食習慣を育む食育の推進とか、会話の弾む給食時間のための支援とかいろいろありますけれども、残食についてですが、今現在、残菜というか、その状況はどんなふうになっていますでしょうか。この人気メニューとのかかわりもあるんですけども、その努力についてどんなふうにされているかということもお聞きしたいと思います。それと、望ましい食習慣についてですけれども、朝食をとらない、今、夕食については15日ですか、家族そろって夕食をとることを呼びかけているということですが、朝食をとらない児童がいるということで、平成23年度の調査ですけれども、小学校6年生のところでの調査の結果が教育ビジョンの中でも述べられていました。全国平均よりも若干2.8%ほど少ないわけですが、これについて町の目標として、平成28年には100%にという目標を定めておられるようですが、それについてはどのように推進されているのかお聞きしたいと思います。

それと、認定こども園ですけれども、この質問書の中にも書かせていただきましたけれども、2014年には2,000カ所という目標ですが、1,359カ所しかできていないということです。ところが今は随分進んできています。それがいきなり2,000カ所を超すところまで届いたということで、これについてはいろいろわけがありまして、内閣府に窓口が一本化されたという、手続きが容易になったということも挙げられているようですけれども、反対に取りやめたという所が128カ所あります。これは、補助金との関係で取りやめているんですけども、この認定こども園そのものが全国的には、まだ1割程度しか進められていないというのが現

状です。このことについて、どんなふうに使われているのかお聞かせいただきたいと思えます。

それと、老朽化とかいろいろ子供の人数も関係しますけれども、あえてこの認定こども園の中身についても十分理解されていない中で、早急に進めなければならないというのはどうということなのか、どういうわけなのかということもあわせてお答えください。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい。公共交通のことで、協議会が長年開かれなかった理由としては、他町で実施されているデマンド交通などを聞きにいたり、いろいろ教えてもらったり、あと27年度には試行的に、福祉輸送サービスの買い物支援などを実施してもらって検討してまいりました。現在、町内の担当で、それをまとめて今やっているところですので、ちょっと時間がかかっております。

そして、もう一つのバリアフリーのことですねんけれども、進まないということで、王寺方面のやつを直接されたらどうですかということですねんけれども、本町は近鉄や奈良交通などの既存の交通手段が、よその町と比べて比較的充実しており、その運行に対しては県や町の補助を必要としない、良好な営業をされているようです。このことを考慮すると、民間事業者の営業を圧迫しない共存共栄の運行形態で、輸送サービスが本町に適していると考えられることから、路線が重複する王寺方面の輸送については、慎重に検討していきたいと考えます。

以上です。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） まず、小中一貫教育でございますけれども、学校の数というご質問ですけれども、まだ具体的には明確にお示しできるところではございませんので、もうしばらくお待ちいただきたいと思えます。9年間の区切りにつきましても、まだ検討段階というところで、メリットにもなるかとは思いますが、例えば4年・3年・2年と区切りまして、間の3年のところなんですけれども、通常小学校でしたら担任制になるんですけれども、専門の教科の先生が入ってくるとか、そういうような取り組みもできるというところで、前倒しで専門的な教育を受けることができるということも聞いております。また逆に、中学校になっても九九がわからないとかの問題が発生したときには、中学校の先生、な

かなか九九を教えるのは苦手なんですけれども、小学校の先生がまたさかのぼってそこからまた教えることができるというようなことも聞いております。住民の説明はどうするかというところなんですけれども、当然住民の方にもご説明は必要と考えておりますので、そのときになれば住民説明会をさせていただきたいと考えております。

教員のことなんですけれども、小中一貫校になりますと、教員も中学校と小学校と両方の免許が今後必要となってくると言われておりますが、今の現状では、どちらかの免許でいけるといところでございます。

あとは、食育のところでございますが、残菜につきましては、以前教育振興計画の中では、小学校が3.3%、中学校が2.4%となっております、目標が1%、学校に問い合わせましたところ、ほぼ1%いかない今、状態で、ほぼ残菜はないという状態でございます。

それと、朝食をとらない子供がどういう対策をとるかというところなんですけれども、栄養教諭が各学校を回って、授業の中でそういう話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） まず、認定こども園の全国的な進みぐあいという部分なんですけれども、確かに今、議員言われたように、27年度4月1日に新しい法ができる、そこまではやはり市町村、全国どのような形になるのかなというような部分の中で、ちょっと探っておられるような自治体があったと思います。奈良県内につきましても、28年度認定こども園の整備状況を1つ言わせていただきますと、公立で20園、私立で11園、合計31園整備されているような状況でございます。それで、去年もいろいろと幼保連携型認定こども園の研修等に行かせていただいたんですけれども、県下39市町村のほとんどの団体が、やはり幼保連携に向けてのその研修会には、実際出席されております。

それと、なぜやはり急がなければならないのかという部分なんですけれども、やはり一番大きい部分は、先ほども申しましたように、かなり有利な起債なんですけれども、公共事業最適化事業債というのが29年度まで、これにつきましてもいろいろ情報をいただいている、今まで整備されてこられた市や町の先進地に聞きますと、こんな起債の充当率及び交付税措置のおいしい部分があればというようなことを、やはりほかの団体も言われております。それとやはり、職員の免許の更新に関して31年度までという部分があるので、その2点をやっぱり重視して、今すべき事業だと考えております。

以上です。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 公共交通とバリアフリーについてですけれども、27年から有償運行ということで、買い物支援等をされていますけれども、これでクリアできているわけではないということは、認識されていますでしょうか。

それと、民間の業者、奈良交通を含めて路線が重複しないようにということで慎重に扱うということですが、その路線を走るということは難しい。しかし、そのバス停のところまでの路線をつくっていくということは可能なわけですね。そういう意味では、誰もがどういう状況でも手軽に行きたいところに自由に移動できる、そういった交通環境をつくるということで、今、豆山きずな号は、豆山の郷ということで限定されている、いつもそうおっしゃるんですけれども、それはそれで進めてもらったらいいと思います。その豆山きずな号も利用するには、お風呂の終わる時間まで動いていないとか、いろいろ問題もありますけれども、それは今回置いておいて、その他のところでの公共交通のコミュニティーバスというか、コミュニティーの路線を徹底して、きめ細やかに張り巡らせることで、病院に行ったりお買い物に行ったり、また王寺や池部のほうの役場のほうにも行くというようなところで、階段のある駅をあえて利用しないでも、楽に移動できるような公共交通を考えて進めるべきだと思いますけれどもどうでしょうか。また、そうすることによって、皆さんが家に引きこもるということではなくて、生き生きと活気あるまちづくりを進めるという意味でも不可欠なことだと思いますが、どう思われますか。

それと、この公共交通、住民の足なんですけれども、それは河合町3つの駅があつてバスの路線もあるということで、整っているといえば整っていますが、それを利用するのに不便があるという面もあるので、その点を充実させてもらいたいということでのお願いです。

それと、小中一貫校についてですけれども、この学校教育法には附帯決議というのがあります。この中で、学校の運営協議会とかの設置とか、その活用の推進に努めるとか、この義務教育学校の設置に伴って、安易に学校の統廃合行わないように留意する。また、十分な教職員定数の確保を進めていく。最後のほうにも、みずからこういった方針や各学校の取り組みについて、積極的な説明を地域の人たちにも十分していくというふうなことが、附帯決議の中で6点に及んで書かれています。そういう意味で、地域の人に先ほども申しましたけれども、小中一貫校について十分認識していないというのが50%ぐらいですので、説明をして

いただく。その説明会とかタウンミーティングなどを開く計画とかはあるのかどうか、教えてもらいたいと思います。

それと、認定こども園ですけれども、認定こども園は公立で進めるということで、今のところは自治体が、河合町が、責任を持って進めていくというところですが、十分に説明がされていないというところで、大事な子供さんを預けるという意味で不安を感じておられる、そういった親御さんが随分たくさんおられると思います。その中でも、長期の休みとかについても不安ですけれども、職員とかでも5年間を猶予するというような形での、子供に対しての対応でいいのかというのも心配と不安が残りますけれども、それと、認定こども園での預かり保育とかの費用についてはどうか、その費用の点についてもお母さん方心配されていると思います。

それと、認定こども園ですけれども、幼稚園は教育委員会とかが担当されて、保育所は福祉関係ですけれども、この認定こども園というのはどちらで……

○議長（疋田俊文） 馬場議員、馬場議員、もう時間ですのでまとめてください。

○4番（馬場千恵子） どちらで管轄されるのか、お聞きしたいと思います。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 竹田部長。

○まちづくり推進部長（竹田裕昭） 地域公共交通につきまして、当然我々移動手段の確保は、生活する上で欠かせないものであるということは認識しております。ということで、公共交通協議会等を今まで開いてまいりました。当然、今、公共交通の協議会、中断しております、福祉有償サービスということで、今回データ等を蓄積しております。これで、その辺、福祉有償サービスでそれがクリアされたかということは認識しておりません。今後、今、その辺のデータをもとに、河合町の公共交通、どうあるべきなのか、一番適しているのはどうなのかということで、今、町内で検討しております。その結果が出次第、協議会のほうを再開していきたいと思います。もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○教育部長（井筒 匠） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） 小中一貫について、少し説明をさせていただいて、ご質問の住民に対してこういった対応をするのかということで、私のほうから。

まず、まさしく住民に説明する形の計画であり、方向であり、一番最後を今詰めていると

ころでございます。課長が申しあげましたように、その部分というのは、今、申しあげるわけにはいきませんが、私ども教育委員会の認識としては、今、現状の学校に求められている部分、いじめの防止であるとか、あるいは今回も質問出ているんですけれども、子供の貧困であるとか、それ以外にも教育実施要領の改正とかあって、いろんなものが変わっていく状況があるんです。それをいかにうまく進めていくかという中で、やっぱりこれはきめ細かな対応が必要ではないのかなという認識を持っています。ですので、まず小中一貫校で、今、我々が認識しているのは、小学校、中学校の教職員が常に一緒にいるとか、頻繁に情報交換ができるというようなことで、やっぱり子供に対しては、それが今の状況でいくと、例えばいじめであったり、子供の貧困であったり、経済的な部分だけではなくて、いろんな形で子供が通常の生活を送れないというようなことも含めて、学校が一定窓口になってということもありますので、そのあたりを今後進めていく上においては、メリットがあるのかなという、まず認識をしております。ちょっとわかりやすくなるかどうかわかりませんが、構造改革特区の位置づけをとって、既に奈良市のほうは、奈良市全体が小中一貫教育を進めています。その中で、施設一体型の学校があるんですけれども、その部分をちょっと紹介をさせていただきます。

まず、奈良市の施設一体型一貫校につきましては、当然学力の向上、また英語学習、奈良は世界遺産がありますので、世界遺産学習、ICT機器の積極的な活用、このあたり今、特色あるかどうかわかりませんが、非常に特色ある学習を進めています。先ほど言いましたように小中の職員が同じ職員室で、常に連携していると。小学校五、六年生の外国語の授業に中学校の英語教諭が指導していると。小学校の情報科等の授業を中学校の専門教諭が指導している。あるいは、中学校美術科の教員が小学校の図画工作を指導している。また、小学校の教員も部活の顧問になっている。あるいは小学校1年から発達段階に応じた外国語の授業を行っています。これは当然、ALTも活用しながらということで。奈良市は申しあげたのは、いつか使える英語から今使える英語を目指しているということでございます。クラブ活動についても、4年生から6年生まで。部活動は5年生から入ることが可能ということでございます。非常に新しい教育活動ということで、課長も言うてますが非常に関心も集めていますし、評価も高いようでございます。このあたりを踏まえまして、本町も盛んに言われています魅力と活力のある学校づくり、あるいは学校再編に向けて、導入も含めて検討をさせていただいているというところでございます。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 認定こども園につきまして、ご答弁させていただきます。

まず、住民皆様方に認定こども園の運営につきまして、ご心配をおかけしたことにつきましては、誠に申しわけない、早急に議会の皆さんも含めまして説明できる機会を設けていきたいというふうに、今考えております。

続きまして、教員免許の猶予の問題、これにつきましては、猶予期間でありましたら、講習時間の短縮ということは可能になります。今現在、保育所等に勤めておられる皆様方に、その資格を更新してもらうに当たりまして、今、現在、現場で働いていただいております。その方々を、その合間を縫ってもらって、即講習を受けてもらうというふうになりますので、そういう面で言いますと、この機会を逃しますと、1人の方が講習受ける時間は大変長くなります。そうなりますと、現場のほうでもその先生が欠員になってしまうというような不利な面もございます。そういうことから言いますと、今、この期間中にやはり更新をしていただきまして、次の認定こども園の保育教師に育ってもらいたいということで、今、現在進めているところでございます。そういう意味で早くやっつけようというふうに思っております。

最後に、担当部署につきましては、現在福祉部で担当しております。

以上です。

○議長（疋田俊文） これにて、馬場議員の質問を終結いたします。

◇ 岡 田 美伊子

○議長（疋田俊文） 6番目に、岡田美伊子議員、登壇の上、質問願います。

○1番（岡田美伊子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

（1番 岡田美伊子 登壇）

○1番（岡田美伊子） 1番、岡田美伊子。

通告書に基づいて、一般質問をさせていただきます。

熊本地震は4月14日の前震、16日の本震で震度7の揺れを観測、今も揺れが続いています。災害は、全て要素が異なります。阪神・淡路大震災は直下型地震であり、東日本大震災は津波でした。今回の熊本地震の特色は、連続大地震とその後の突発地震とされており、この奈

良県にもいつ起こり得るかわかりません。熊本地震では熊本県宇土市への本庁舎の4階がつぶれるなど、5市庁舎が使えなくなり、災害対策本部としての機能を発揮しなければならない、庁舎の機能が麻痺したときの対応策は不十分であったことが浮き彫りになってきました。大きな災害が起きると避難所での生活を余儀なくされる可能性があります。避難所をどう運営するのか、事前の備えを地域ぐるみで考えておくことも重要となってきます。河合町としても、災害・防災にどう対応していくのか、しっかり考えていかななくてはならないと思います。

その点から、下の質問をさせていただきます。

避難所への運営マニュアル、またハザードマップはあるのでしょうか。あるとしたら、町民にはそのことをどうお知らせしているのでしょうか。

2番目に、避難所への耐震はどうなっているのでしょうか。各小中学校はなされていますが、役場、町民体育館、中央公民館については、町民の避難所になる場所であり、災害対策本部にもなる場所です。また、この場が麻痺したときの対策は考えておられますか。

3番目に、備蓄品はどのように備えていますか。点検はどのぐらいの割合で行っていますか。

4番目に、防災会議はどのようなメンバーで行われているのか、その中には、女性が何人いますか。

以上のことをお聞きしたいと思います。

質疑は、自席にてお答えします。ありがとうございました。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうから、防災についてお答えをさせていただきます。

我々行政は、平成7年阪神・淡路大震災、平成23年東日本大震災と大地震の経験を経る中で、防災・減災に向けての施策を進めてまいりました。

具体的には、耐震改修促進計画とそれに基づきました学校の耐震化、木造住宅の耐震診断及び改修補助、自主防災組織の設立の推進、防災教育、防災士の育成などに取り組んでまいりました。そのような中、熊本地震が発生しまして、多くの課題が新たに浮き彫りになってきたと捉えております。具体的には、議員のご指摘にもありましたように、震度7クラスの地震が連続して発生した、新耐震基準建築物の被害があった、内陸部での液状化も発生した、避難所運営の難しさ、備蓄資機材や物資の流通停滞、罹災証明発行の遅れなどが挙げられま

す。そのうち、特に住民の皆様の高い避難所の耐震化でございますが、各地区の集会所等は新耐震基準で建築されておりますので、基準を満たしております。小中学校に関しましても耐震化工事を実施しておりますので、基準を満たしている。しかしながら、一部の避難所、ご指摘のあった中央体育館、中央公民館、それに災害対策本部が置かれます庁舎に関しましては、耐震化がなされておらず、今後順次検討を加えてまいりたいと考えております。

備蓄につきましては、必要最小限の非常食、飲料水などを防災倉庫で管理しております。在庫の管理につきましては、総合防災訓練の時期にあわせて、年1回は棚卸し管理しております。

次に、防災会議でございますが、女性としては、消防団の女性分団というのがございまして、その分団長を任命しておるところで、最低1名は必ず女性委員を確保しているという状況でございます。

以上です。

○1番（岡田美伊子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○1番（岡田美伊子） すみません。ありがとうございました。

女性委員なんですけれど、防災会議の女性委員、ちょっと1名というのはやっぱり少ないと思うんです。やっぱり女性の目線でやることというのが、結構あるかなと思うので、やっぱり最低3名は入れていただけたらと思います。

マップは、何かさっきも聞いたら、あるとは聞いたんですけども、まだ渡っていない方、結局新しく来た方でも、何か渡されていない方も結構いるというお話を聞きました。この辺もやっぱりしっかり市民の方に伝えていかなければいけないので、その辺もしっかり渡して行ってあげてほしいなと思います。古い方でも、今、多分なくされている方もたまにいますので、もう一回その辺を新しくマップももう一回ちょっと見直しをしていただいて、新しくしていただいて、皆様に行き渡るようにしていただけたらと思います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 防災会議の委員ですが、現時点では1名が確約されているというふうに考えていただきたいと思います。女性分団長以外の委員さんは、性別の規定がございませんので、今、男性ですけれども、女性になる可能性もございます。防災・減災、

今までいろんなことを検討しておりますが、防災会議だけではなくて、例えば自主防災会であったり、総代自治会長会であったり、当然我々の女性職員もおりますので、そういった意見をどんどん取り入れて、反映させていきたいというふうに考えております。

次、マップでございますが、総合防災マップ、転入された方には、住民福祉課もしくは、安心安全推進課、我々のほうでお渡ししております。ただ、地震揺れやすさマップ、危険度マップというのはホームページからのダウンロード版のみになっております。各自で対応をお願いしているところですが、印刷等の対応できないという場合は、我々のほうに申し出ていただけましたら、対応させていただきます。何らかの手違いで受け取っておられないのであれば、また安心安全推進課のほうにお越しいただければお渡しする、対応させていただきます。しかしながら、冊子がかかなり少なくなっておりますので、今回、浸水想定区域図が見直しされたこともございますので、このタイミングに何らかの方向性を示していきたいというふうに考えます。

以上です。

○1番（岡田美伊子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○1番（岡田美伊子） ありがとうございます。

前向きに全部、これから本当にいつ起こるかわからないので、真剣に、やっぱり河合町とでもしっかり話し合いをしながら考えて、安心して住める河合町にしていきたいと思うので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

ありがとうございます。

○議長（疋田俊文） これにて、岡田美伊子議員の質問を終結いたします。

35分まで、暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時37分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 池 原 真智子

○議長（疋田俊文） 7番目に、池原真智子議員、登壇の上、質問願います。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

（8番 池原真智子 登壇）

○8番（池原真智子） 議席番号8番、池原真智子のほうから一般質問をさせていただきます。

大きく1つ目に障害者差別解消法、いわゆる障害者差別禁止法について質問をいたします。

言うまでもなく、この法律は2011年に成立した障害者基本法に盛り込まれた差別禁止条項を具現化したもので、今年4月から施行されています。長年にわたる当事者や家族の方々の努力と熱意が実を結んだと言えますし、ある意味その差別が法律をつくらなくてはならないほど厳しく、根強く存在しているという証だとも言えるのではないのでしょうか。とはいえ、日本の歴史上、画期的な法律ですし、人権の立場から大いに歓迎すべき法律だと言えます。法律をまず何より障害を理由にした差別の解消のための措置と推進を目的にしており、だからこそ、国や地方自治体に差別解消に取り組む義務を課していますし、民間にも努力義務を求めています。大きな柱として1つ、差別的取り扱いの禁止、2つ、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、必要な配慮をしなければならないとした合理的配慮不提供の禁止をうたっており、このもとでさまざま具体的な取り組みが示されています。しかしながら、法律が施行されたとはいえ、中身と実効性が伴わなければ、絵に描いた餅に終わってしまうのではないのでしょうか。その意味では、町行政の真価が問われています。真に障害があろうがなかろうが当たり前生きていける、そんな河合町をつくっていくべきですし、誰もが安心して暮らしていける手だてを、町みずからが率先して講ずるべきときだと思います。

こうした立場から、次の質問にお答えください。

1つ目、この法律の目指すべき目的も含めた概要を示すとともに、町としてどのように受けとめておられるのか、その考え方を明らかにしてください。

2つ目、法律では、当事者や障害者問題への対応方法を指し示す要領・指針をまとめたガイドラインの策定を求めています。これについての町の考え方及び策定の目処を示してください。

3つ目、公共施設及び不特定多数が出入りする施設のバリアフリー化やその整備、または研修の実施など、環境を整えることも法律では謳っています。実施に向けた町としての考え方や具体的な方向性を示してください。

4つ目、当事者や家族、住民からの相談、問題解決のための必要な体制整備も地方公共団体として設定しなければならないとしています。具体的に町としてどのような体制がとれるのでしょうか。担当窓口及び相談体制について明らかにしてください。

5つ目、啓発活動についても、その必要性が示されています。町としての方向性と具体的な取り組みについてお示してください。

6つ目、各自治体に当事者の参加も含めた障害者差別解消支援地域協議会の設置も必要との方向性が明らかにされています。町として、設置に向けた考え方及び目処を示してください。

大きく2つ目に、以前質問をさせていただいたこともある子供の貧困対策にかかわって、具体的にどのような取り組みができるのかという、定義も含めて質問いたします。

既にご承知のとおり、2年前の2014年1月に子供の貧困対策法が施行され、その解決に向けて教育、生活、保護者の就労、経済支援の強化を打ち出し、地方公共団体の責務として国と協力し、これらの支援のために施策を講じることを求めてきました。しかし、子供の置かれている状況は、今なお改善されておらず、むしろ社会の経済格差の拡大が、そのまま子供たちの生活を圧迫していると言わねばなりません。

相変わらず日本は子供の貧困率が高く、6人に1人がそのような状況に置かれています。ひとり親家庭、特に母子家庭では、2人に1人の子供が貧困に置かれています。貧困ラインと言われている年収122万円以下の家庭が半数に及び、いわゆる先進国と言われる国々の中でも、高い率で子供の貧困が進行しています。今の日本ではなかなか見えにくい課題ですが、実態はますます深刻になっていると言わねばなりません。

貧困とは、ただ単に経済的に貧しいという問題だけにとどまりません。健康面や学力面で、厳しい状況に追い込まれていきますし、ひいては虐待や不登校、非行につながるリスクがより以上に高まっていくと言われてしています。そうした意味から、貧困問題は個人の努力だけで、決して解決できる問題ではありません。社会全体として考えねばなりませんし、その糸口さえ見出すことが難しい問題でもあります。まして、子供の置かれている状況の改善は、社会と行政の支援が不可欠だと言えるのではないのでしょうか。貧困の連鎖が指摘されていますが、これを断ち切らねば、敗者復活は一生かなわない、言いかえれば子供のころから将来が決ま

ってしまっている状況を打ち破ることはできないのです。そのためにも、私たち大人、そして行政が手を携えて、子供の貧困問題の解決に取り組むことが必要ではないでしょうか。

そうした立場から、次の質問にお答えください。

1つ目、町内での支援を始めるためには、子供の貧困実態を把握しなければなりません。保護者の経済面、子供の健康面や学力面などから、その実態が浮かび上がるのではないのでしょうか。町内の状況を明らかにしてください。

2つ目、こうした実態にかかわって、町としての考え方を示してください。

3つ目、子供の貧困対策法にのっとって町内の実態を見た場合、課題としてどのような問題が浮かび上がりますか。教えてください。

4つ目、子供の貧困問題は、河合町としても決して見過ごすことのできない課題だと思います。この解消には行政としても取り組みが必要です。具体的に何ができるのかを明らかにしてください。

再質問については、自席で行います。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、池原議員から障害者差別解消法について、6つの質問をいただいております。これについて回答させていただきます。

この法律の概要と町の考え方ということで、障害者差別解消法の概要としましては、障害を理由に差別的な取り扱いや権利侵害をしてはいけない、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること、国は差別や権利侵害を防止するための啓発や、知識を広めるための取り組みを行わなければならないことを定めております。また、障害者基本法第4条にあります差別の禁止について、差別をする行為を禁止し、社会的バリアを取り除くための合理的な配慮をしないと差別になると定めております。これを具体的に実現するための、今回の解消法だと町は考えております。

2つ目のガイドライン策定に向けた主な取り組みと考え方というところでは、障害のある方もない方も、ともに暮らしやすい社会の実現ができますように、私たち一人一人が障害のことを理解して、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、差別や障壁がなくなれば、障害のある人だけではなく、全ての人にとって暮らしやすい社会になっていくとの考えのもと、行政機関や地域の障害者団体、障害者施設、障害者福祉サービス事業所が協働して現在組織しております西和7町障害者等支援協議会がございます。そこでガイドライン

の策定に向けた検討会議を行っていただいているところでございます。その結果を受けまして、町としても対応をとっていきたいと思っております。

3つ目としまして、公共施設など、その環境を整えるための具体的な方向性ということで、河合町としまして、河合町バリアフリー基本構想を策定させていただいて、バリアフリーの特定事業計画で具体的な計画をして、効率的かつ一体的なバリアフリー化の実現を図るために、各事業者と協議、調整の上、進めているところでございます。公共施設に関しましても、年次計画を立てさせていただき、段差解消や手すり、多目的トイレなどの設置を順次実施していく予定でございます。

4つ目の、当事者を初め、家族・住民への町としての相談体制の取り組みということでございます。

私のほうからは、福祉部局の相談体制としましては、総合相談窓口の地域包括支援センターや福祉政策課の障害者担当者が、現在もいろんな障害のかかわる相談を受けているところです。相談の内容によりましては、西和7町で委託をしております障害者相談支援事業所につないでいき、関係者を集めさせていただいて、ケース会議等を開き、対応に当たっているところでございます。また、今回のような差別的な事象が出てきますと、町の関係機関、関係課と情報共有し、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

5つ目の、啓発活動についての方向性と具体的な取り組みというところで、ガイドラインの策定に向けての西和7町障害者等支援協議会で、現在検討していただいております。そこにおきまして、啓発活動や具体的な取り組みもあわせて検討していただくようにと提案していきたいと思っております。また、町の関係機関、関係課と連携をとりまして、啓発も進めていきたいと思っております。

6つ目の障害者差別解消法支援地域協議会設置の目処ということですが、地域における障害者差別に関する相談について情報を共有し、障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして、協議会、組織を検討していきたいというふうに考えておりますが、設置につきましては、先ほどから言っておりますように、西和7町で今、いろんなガイドライン等協議をしていただいております。そこで方向性が決まれば、町としまして協議会の設置も考えていきたいというふうに思っております。

続きまして、2つ目の子供の貧困対策の具体的に向けての取り組みのご質問でございます。

1つ目としまして、町内における子供の貧困の実態というところでございます。

昨年の6月議会で一応回答させていただいておりますように、相対的貧困率ということで、

26年度のデータから見ますと16.93%が貧困であったと。そして、27年度データから見ますと16.88%、若干数字的には減少しているというところでございます。

そして、また生活保護の世帯での子供の人数は、現在22人おられるところです。内訳としましては、6歳未満の子供さんが9人、小学生が5人、中学生が2人、高校生6人が現状であります。

また、ひとり親家庭の半数が貧困であると言われていた中、私の課でひとり親家庭に対して、児童扶養手当の手続きをさせていただいております。今年度の申請者は146名おられましたが、所得オーバーとかで県からの支給ができない方が20名おられまして、126名の方が児童扶養手当の対象となっているところでございます。

2つ目として、これにかかわる町の考え方というところで、子供の貧困率が上昇する大きな要因、原因としては、ひとり親家庭の増加が大きな原因であると思われまます。また、女性の就労機会が限定されておりまして、正社員として働きにくい環境にあるのではないかなど。そして、正社員と非正規社員には、給与格差が存在していると。非正規社員の給与では、十分な生活ができない現実があると思います。それに対して、私の課では、ひとり親家庭に対して、保育所の保育料の軽減や学童保育は母子家庭の方は無料というところで、軽減をさせていただいております。そして、また今回の条例改正で上程させていただきました、軽減をさせていただき、就労の一助となればというふうに考えているところでございます。

3つ目の子供の貧困対策法に基づく、町における課題というところで私が考えるには、町としましては、いろいろな施策がある中、貧困の連鎖を断つことが大切だと考えております。課題としましては、窓口のもっと充実をすることや、相談強化をしていくことではないかというふうに考えております。これの解消に向けた町として具体的な取り組みとしまして、私の課の取り組みとしましては、学童保育の充実や保育所の保育料の軽減、専門職員によります子育て相談、心配事相談などを実施させていただいております。また、民生委員さんによります赤ちゃん訪問事業を実施させていただき、家庭訪問していただき、子育てについての相談に乗っていただいたりをしているところです。そして、また生活基盤を助けるための児童扶養手当の手続き等を行っております。そして、また就労支援の一環としての相談を奈良県が実施しております、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターにもつないだりさせていただいているところです。

以上です。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 1つ目の障害者差別禁止法にかかわって、今、辰己課長から回答をいただきましたけれども、1つは、随所に西和7町の支援協議会でということで、それが出なければ何もできないかのような、でもないんでしょうけれども、回答がありましたけれども、まず、西和7町支援協議会でガイドラインを今、検討しているという回答がございましたけれども、そのガイドラインがいつ7町で出るのか、主な内容ですよ。どういうふうな内容になっているのかを教えてください。

それとバリアフリー基本構想について、先ほども馬場議員のほうからの質問もありましたけれども、確かに公共施設のバリアフリー化はそれなりに進んできましたけれども、多数が出入りする駅であるとかというのは、なかなかできていないので、まずバリアフリー基本構想の主な内容を教えていただきたいのと、そこに数値目標があるのかどうかわかりませんが、達成率について教えていただきたい。

それと、窓口問題については、相談体制、福祉のほうで取り扱うということでお答えがあったんですけども、この法律はハード面、ソフト面、両方についていろんな対策を講じていくということになっていきますけれども、特にハード面は目に見えてわかる範囲でありますけれども、差別問題というソフトな、心理的な問題については、なかなか町の窓口といえども対応できないのではないかと思います。私、以前に、DVの質問をさせていただいたときに、住民の相談窓口については、基本認識を全員持っていただきたいと。そのためには、研修がぜひ必要になりますし、障害と一概に言ってもいろんな種類の障害があって、いろんな問題に対応しなければならないと思うので、その辺の研修と、別に福祉の窓口だけではなくて、住民が来られる窓口で全員分も含めてですけれども、だけではありませんけれども、そういう部分についての職員の研修をぜひ実施していただきたいので、再度回答をお願いします。

それと、啓発にかかわっても、これも西和7町の協議会のガイドラインというお答えが出て、そのガイドラインが何物なのかというのが、私自身はなかなか想像ができないので、これも含めてお答えを願いたいというふうに思います。

それから、支援地域協議会についても、これも西和7町でということで、全てがそこに集約、回答がされているんですけども、これも目処が西和7町のほうで、どういう目処になっているのか、一斉に多分7町でつくられるのかなというふうな感じをしているんですけども、その点について再度お答え願います。

それから、貧困対策については、代表して辰己課長から回答があったんですけれども、まず1つ目の実態面については経済面、これ多分親の経済面ですか。26年が16.93、27年が16.88%の貧困率だということで、今、回答をいただいたんですけれども、これは子供の実態なのか親の実態なのかお示し願いたいのと、それから経済面では今、お答えがあったんですけれども、子供の学力面とか、それから健康面、例えば貧困家庭では、栄養が偏ってしまうとか、不規則であるとか、朝からの質問にもありましたけれども、朝食を食べないとか、いろんな健康を害するような食生活が多いというふうに聞いていますんで、その辺の部分と、それから学力面では、一概には言えませんけれども、なかなか親が子供の勉強を見てやれるとか、それから塾に通えないとかというふうに経済的にそういう問題もありますので、これは教育委員会がお答えになるのかと思いますけれども、その辺の実態についてもお示しを願いたいと思います。

それと、町の考え方をお示しいただきましたけれども、1回ひとり親家庭の非正規の状況であるとかと、河合町でもひとり親家庭、母子家庭が増えているのかなというふうな回答の中で、ニュアンスとして受けとめましたけれども、具体的に年度を追って、母子家庭が増えているのかどうかについてお示しを願いたいし、仕事に関しては、なかなか町として対応ができにくいみたいですね。県のほうの対応を待たざるを得ないということがあるんですけれども、だとしても、窓口には来られるのかなと思うので、その辺の対応について、再度お答えを願いたいと思います。

それから、相談の充実を図っていきたいということなんですけれども、どれぐらいの頻度で母子家庭、父子家庭、それから貧困家庭からの相談があるのかなというふうに思うので、それも教えていただきたいというふうに思います。とにもかくにも問題が起きたときだけ、ああこれは貧困家庭の問題だったんだなというふうなのではなくて、行政によっては、日ごろから、子供がおぎゃあと産まれた時点で、もう実態調査をしている自治体もあるんです。それで深刻な事態になる前に未然に防ぐというところもありますんで、実態把握をもう少しきちんとやられてはどうかというふうに思うので、再度お答えをよろしく願います。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 障害者差別解消法の関係のガイドラインというところで、西和7町の障害者等支援協議会というので、いろいろ検討していただいているということを私言

いましたが、その中に一応、行政の職員、そして地域の障害者団体、障害者福祉サービスの事業所等が入って、いろんなことを今までも協議していただいている協議会でございます。それでその中で、ガイドラインというところで、ガイドラインの中身ですね。奈良県のほうで、この奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例というのが条例化されておりまして、そこでこの障害者解消法の関係とリンクしておりますガイドラインが出ております。これをもとにその協議会でいろいろ勉強会とかしております、そして各町の代表の行政もおりますので、そこでいろんなことを検討していきたいというところで協議会のほうから、私どものほうからも提案できますし、いろんなことを今、検討しているところです。内容としましては、この法律にあります不利益な取り扱いとか、合理的な配慮の不提供とか、こんな場面に気をつけたらいいとか、福祉サービス・障害サービスの提供とか、いろんな教育の中のこととかをいろいろガイドラインの中にはうたっております。こういうことをもとに、各町はどんなガイドラインをしていこうかという中身を検討しているところでございます。だから各1町でするより、やっぱりみんなの知恵を出し合ってしまったほうがよりよいものができるんじゃないかなという思いで、今までの回答をさせていただいたところでございます。

そして、貧困世帯の16.93%が昨年で、今年度は16.88というこの貧困率は、相対的貧困率ということで、親の世帯員の割合ということになります。

それと、受給者数の数というところで、児童扶養手当の受給者数は、26年度が134人、27年度が127人、28年度が126人の決定をさせていただいております。人数的には余り増減はしていないのかなというふうに思っております。

そして、就労支援の中で、県の奈良県中和・吉野生活自立支援サポートセンターに町からつないでいかせていただいた相談件数としましては、27年度14件ございました。そしてその中で、就職が決まった方が3名おられます。そして生活保護の決定をさせていただいた方が1名、そしてまだ支援中という方が3名、相談だけで終わってしまったという方が3名、それで他の機関への紹介をされたという方が1名、中断が3名、以上の14名が就労支援の相談を行っていただいております結果でございます。

私のほうからは以上です。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 教育委員会のほうから、やっぱり貧困の負の連鎖を断つために

は、学校というものが非常に重要な役割を果たすところだと考えております。

まず、子供たちに自己肯定感を持たせるという教育に取り組んでいるところでございます。具体的には、学校での取り組みというのがございまして、一中の場合でしたら一中タイムというのを設けまして、毎日10分程度でございますが、プリントなどを行ったり、あときらめき教室と言いまして、毎週月曜日なんですけれども、各自がそれぞれのレベルに合った学習に取り組んでいくところでございます。それぞれ、さまざまな取り組みを先生方していただいているところで、学校全体の学力の底上げにつながっているところでございます。このことによりまして、直近2年間は進学率が100%となっている状況でございます。

食育につきましても、先ほど述べましたように、栄養教諭の先生が各学校を回って、それぞれ授業において、食育の大切さを子供たちに教えていただいているところでございます。

以上です。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 私のほうからは、バリアフリー基本構想とはということで、回答させていただきます。

高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、移動等の円滑化に関してより一体的、総合的な施策の推進を図ることが目的です。

以上です。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 西和7町の支援協議会で出されるガイドラインが、せっかくお答え願ったんですけれども、いまだ具体的な中身が私には伝わってこないんですけれども、それを再度お答え願いたいのと、大まかで結構ですから、考え方をお示し願いたいのと、それから、ガイドラインができないことには、何も始まらないみたいな感じで受けとめたんで、そのガイドラインができる目処をお示し願いたいなというふうに思います。

それから、バリアフリー基本構想について、今、課長からお答え願ったんですけれども、目的は十分私も把握しているつもりなんで、お聞きしましたのは、数値目標と達成率みたいな具体的な中身について示せるのかどうかについて教えていただきたいというふうに思います。

それから、貧困問題については、貧困率については、今、数値が出されましたけれども、それ

を多いと見るのか少ないと見るのかで、町としての取り組み方が違うというふうに私は思いますので、その面について再度お答えを願いたいと思います。

それから、教育委員会から取り組みの中身についてはお知らせ願えましたが、学力面についてどうなのかと。学力面と経済面のリンクというのは、よくいろんな調査でされますけれども、各学校でそのことをきちんとされているのか。されていれば、その上で何らかの対応が考えられると、いや、何もしていないとは言っていないけれども、もうちょっとピンポイントで的を射た取り組みができるのではないかというふうに思いますので、その点について再度お答えを願いたいというふうに思います。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉課長。

○福祉政策課長（辰己 環） ガイドラインができなかったら何もできないのか、それでいつごろできるかというようなご質問だったと思います。もちろん差別は障害者だけにあらず、ほかの差別もたくさんございまして、そして今までも町としていろんな差別問題に対応させていただいておるところでございます。だからなくても差別解消、差別をしない方向性というのは考えられますし、考えていかなければもちろんいけないことだというふうに考えております。そして、この障害者差別解消法という法律についてのガイドラインの中身ということに対しましては、対象となる障害者の中で不当な差別的扱いの禁止を中心、そして合理的配慮の提供等を中心としたガイドラインを策定していくことになるというふうに考えております。

すみません、以上です。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 確かに学力と親の経済力、これリンクするとよく言われております。ただ、それが実際全てがそうかというのと、そういう調査もできておりませんし、把握できていないところがございますが、確かに経済力のあるご家庭は塾へ行ったりとかで学力が高くなる傾向もあるかと思いますが、貧困といっても学力が必ずしも低いというわけでもございませんし、その辺は状況に応じた支援というのが必要かなと思うんですけれども、先ほど申しましたような取り組みで学校挙げての、議員ピンポイントとおっしゃっていましたが、ピンポイントも含めて、学校全体の学力の向上ということに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） バリアフリーについて、数字的ということですねけれども、数字的には数字は出ませんねんけれども、一応特定事業計画というものを定めております。28年度といたしましては、例としまして、河合町役場、まほろばホール、小学校、中学校の一部に関する事業を予定しております。河合町役場に関しては、トイレの段差解消やユニバーサルデザイン化、点字案内、誘導案内などを予定しております。その今年度は設計を予定しているということです。

以上です。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） ガイドラインの大きな中身はわかりましたけれども、目処ですよ。いつごろ完成するのかということで、これからの協議の仕方もいろいろ変わってくると思うので、その辺についてお示し願いたいと思います。

それから、貧困問題については、学力はイコールではないというのは重々私も承知してはいますが、そういうリスクを伴うということでお話をさせていただいております。貧困であっても学力が高いという子供は、自己尊重感が育まれる環境があったかどうかだけの問題やと、私は個人的に思っているのですが、その辺は重々わかっていながら、なおかつリスクが高いということで、私は調査すべきではないかという提案を申し上げます。

それと取り組みについてですけれども、例えばこれは辰己課長もお聞きを願いたいんですけども、子ども食堂が今、各地で食べられない子供に食堂を開いてご飯を提供し、子供の居場所を確保するという取り組みが既に始まっていますし、もう一つ、きのうの新聞やったか出ていたんですけども、フードドライブという各家庭で不要になった食料品を集めて、貧困家庭やひとり親家庭に配付するというそういう活動も、既に行政サイドでも始まっているというふうに言われていますので、その辺の対応についてもお答えを願いたいのと、それから、これは教育委員会、聞いておいていただきたいんですけども、一中の教師の有志による夜の学習会というのもやられていまして、これはもう2004年からですから、かなり年数がたっていますけれども、そういう形で学力補習というのでも貧困対策の大きな柱になっておりますので、その点についても対応についても一度お答えを願いたいというふうに思いま

す。それで私の質問を終わりたいというふうに思います。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、ガイドラインのいつできるかという目処ということで、協議会でいろいろ検討をしている中、今年度中には必ずしていきたいというところで、私の回答とさせていただきます。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） 学力と経済力の因果関係と申しますか、その辺の調査につきまして、どのような調査ができるのか、ちょっと今すぐ浮かばないんですけども、一度その調査、検討してみたいと考えております。

それと、今、おっしゃいました西穴闇のほうで学習支援、先生方がされているということも伺っております。

○議長（疋田俊文） これにて、池原真智子議員の質問を終結いたします。

◎延会の宣告

○議長（疋田俊文） あと3名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

あす午前10時から本会議を開き、一般質問を再開します。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 3時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 馬 場 千 恵 子

署 名 議 員 吉 村 幸 訓

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 馬 場 千 恵 子

署 名 議 員 吉 村 幸 訓